

小城市水防計画書

佐賀県 小城市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防責任等	3
第4節 水防計画の作成及び変更	5
第5節 津波における留意事項	5
第6節 安全配慮	5
第2章 水防組織	6
第1節 水防本部の設置	6
第2節 水防本部の組織	7
第3節 所掌事務	8
第3章 重要水防箇所	9
第4章 予報及び警報	10
第1節 気象庁が行う予報及び警報	10
第2節 水防警報	15
第5章 水位の観測、通報及び公表	19
第1節 水位の観測、通報及び公表	19
第2節 国土交通大臣が水位情報の通知及び必要に応じ周知を行う河川	19
第3節 県知事による避難判断水位への到達情報を通知及び周知する河川	20
第6章 水防通信連絡	20
第1節 市の通信連絡	20
第2節 非常事態の通報	21
第3節 水防本部長の避難の指示	23
第7章 水防活動	23
第1節 堤防などの巡視及び水防箇所	23

第2節	水防作業及び水防工法	24
第3節	避難のための立退き	24
第4節	水防配備体制	24
第5節	水防団	26
第6節	水防配備の解除	26
第8章	水防信号、水防標識	26
第1節	水防信号	26
第9章	公用負担	27
第1節	公用負担	27
第2節	公用負担権限証明書	28
第3節	公用負担命令書	28
第10章	水防訓練	29
第11章	水防倉庫備品及び備蓄資材	29
第12章	協力及び応援	29
第1節	河川管理者の協力	29
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	29
第3節	自衛隊の派遣要請	30
第4節	警察官の援助要求	30
第13章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	30
第1節	洪水、内水、高潮対応	30
第14章	水防協力団体	31
第1節	水防協力団体の指定	31
第2節	水防協力団体の業務	31
第3節	水防協力団体の水防団等との連携	31
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	32

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、佐賀県知事から指定された指定水防管理団体たる小城市が、同法第33条第1項の規定に基づき、小城市内における水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な事項を規定し、小城市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずる

ものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）

（９）洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

（１０）水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

（１１）水防警報（水防管理者）

水防管理者が、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときに、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるために行う発令をいう。

※通常は、法第 2 条第 8 項及び法第 16 条に規定される水防警報にも、水防警報（水防管理者）にも、同じ「水防警報」という用語が用いられている。

（１２）水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

（１３）水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

（１４）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（１５）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（１６）避難判断水位

市長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（１７）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。

（１８）特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

（１９）重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

（２０）洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

（２１）内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

（２２）高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として県知事が指定した区域をいう（第 14 条の 3）。

第 3 節 水防責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

（１）県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。

（２）水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第 5 条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- ④水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- ⑤内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の 2）
- ⑥浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- ⑦水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- ⑧警戒区域の設定（法第 21 条）
- ⑨警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑩他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑪堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑫公用負担（法第 28 条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑮（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑯（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ⑰水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑱水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑳水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉑消防事務との調整（法第 50 条）

（３）国土交通省（佐賀・武雄河川事務所長）の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑤洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑨重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑩特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑪水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑫都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（４）気象庁（佐賀地方気象台長）の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（５）水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

（６）一般市民の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

第 4 節 水防計画の作成及び変更

（１）水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、県知事に届け出るものとする。

（２）水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

第 5 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 6 節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動

を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

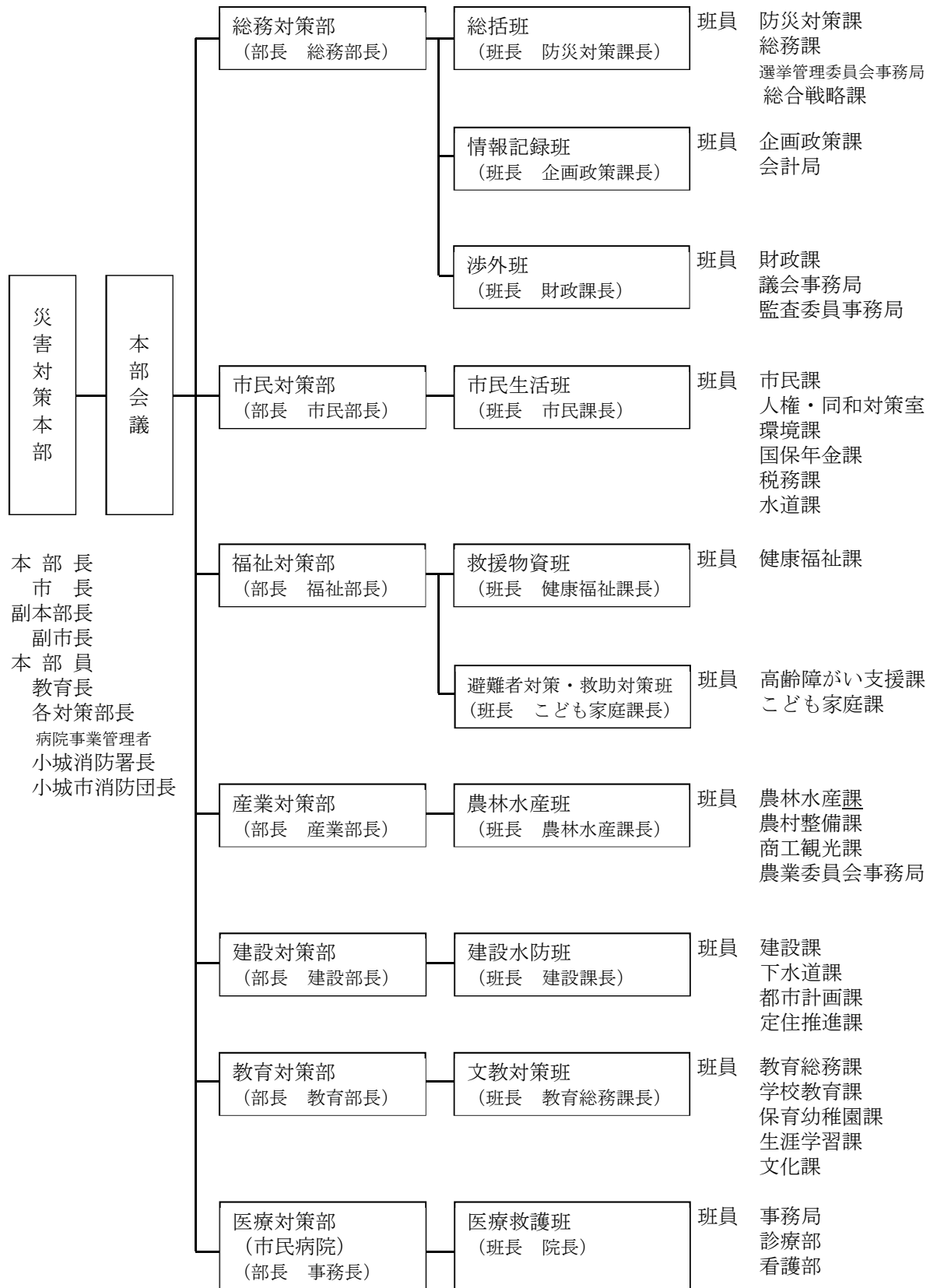
- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、水防団員等の安全確保のため、事前に活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 水防本部の設置

- (1) 市は、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、小城市水防本部（以下「水防本部」）を設置し、この計画に基づき事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。
- (2) 水防本部は、小城市役所総務部におく。
- (3) 水防本部は、市長を本部長とし、市職員を持って組織する。
- (4) 市の水防組織は、小城市災害対策本部条例（平成17年条例第12号）に基づき災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部に包括され水防事務を処理する。詳細については、小城市地域防災計画、災害対策マニュアル及び小城市建設業協会（別表）の災害協定書に定めるところによる。

第2節 水防本部の組織



※出先機関の職員（上記の機構に含まれていない職員）は、所管する課の課長に従う。

第3節 所掌事務

部 名	班 名	担当課等	所掌事務
総務 対 策 部	総括班	防 災 対 策 課 総 務 課 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 総 合 戦 略 課	1 本部会議に関すること 2 災害救助法の適用に関すること 3 気象情報及び被害状況の伝達又は報告に関すること（県等へ） 4 防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること 5 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること 6 現地災害対策本部への出動に関すること 7 県災害対策本部との連絡に関すること 8 災害対策本部の広報に関すること 9 災害現場における消防及び水防活動の総括に関すること 10 消防団及び水防団に対する指示等に関すること 11 警戒区域の設定に関すること 12 配備要員の動員に関すること 13 避難の指示に関すること 14 総務対策部内の連絡調整に関すること 15 被害状況の情報収集及び広報に関すること 16 他の対策部の所掌に属さないこと
	情報記録班	企 画 政 策 課 会 計 局	1 気象情報及び被害状況の伝達又は報告に関すること（総括班等へ） 2 市有施設の被害の総括に関すること 3 火災状況等の調査及び報告に関すること 4 消防及び水防活動状況の取りまとめ並びに報告に関すること 5 火災等の予防等に関すること 6 災害状況報告書、要望書等の作成及び関係機関への送付に関すること 7 現場写真撮影に関すること
	渉外班	財 政 課 議 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局	1 災害対策費の予算措置に関すること 2 災害対策関係物品の調達に関すること 3 被災者及び災害対策要員の給食に関すること 4 自衛隊の災害派遣に関すること 5 消防署（広域消防局）との連絡に関すること 6 交通規制等の要請に關しての警察関係機関との連絡調整に関すること
市 民 対 策 部	市民生活班	市 民 課 人 権 ・ 同 和 対 策 室 環 境 課 国 保 年 金 課 税 務 課 水 道 課	1 災害時における防疫に関すること 2 衛生材料及び防疫品等の供与に関すること 3 遺体の搜索、収容処理計画及び実施に関すること 4 災害による市税等の減免及び徴収猶予に関すること 5 水道施設の被害情報の収集及び災害対策に関すること 6 災害時における飲料水の確保及び供与に関すること 7 水道施設の応急復旧対策に関すること 8 水道施設管理者及び水道指定業者との連絡調整に関すること 9 市民対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関すること 10 市民対策部内の連絡調整に関すること
福 祉 対 策 部	救援物資班	健 康 福 祉 課	1 福祉対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関すること 2 被災者に対する生活保護法等の適用に関すること 3 災害救助法に基づく避難所、応急仮設住宅の設置に関すること 4 ボランティアの受入れ及び活動調整に関すること 5 救助用物資及び器材の確保に関すること 6 義援金の受付、保管及び配分に関すること 7 福祉関係施設の被害情報の収集及び災害対策に関すること（保育園を除く） 8 福祉対策部内の連絡調整に関すること
	避難者対策・救助対策班	高 齢 障 が い 支 援 課 こ ども 家 庭 課	1 応急救護医療品の供与に関すること 2 高齢者及び障がい者の緊急保護等に関すること 3 避難所の管理及び収容者の保護に関すること 4 その他被災者の援護等に関すること

産業 対 策 部	農林水産班	農 林 水 産 課 農 村 整 備 課 商 工 観 光 課 農 業 委 員 会 事 務 局	1 産業対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関する事 2 農作物、営農用施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 3 森林、林道、林業者施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 4 水産物、漁港施設等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 5 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関する事 6 被害農業者及び水産業者の融資に関する事 7 家畜の被害調査及び被害対策に関する事 8 家畜の伝染病予防及び防疫に関する事 9 災害用主要食糧の調達及び供給に関する事 10 農地及び農業用施設の被害情報の収集並びに災害対策に関する事 11 商工業製品、商工業施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 12 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 13 労務の供給に関する事 14 被害商工業者の融資に関する事 15 産業対策部内の連絡調整に関する事
建 設 対 策 部	建設水防班	建 設 課 下 水 道 課 都 市 計 画 課 定 住 推 進 課	1 水防活動の実施に関する事 2 排水ポンプ及び樋管、樋門の操作に関する事 3 災害応急復旧資材の確保及び供給に関する事 4 道路及び橋りょう等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 5 河川及び港湾施設等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 6 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 7 被災住宅の応急処理に関する事 8 被災者に対する住宅金融公庫等からの融資に関する事 9 下水道施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事 11 下水道施設の応急復旧対策に関する事 12 下水道施設管理業者との連絡調整に関する事 13 建設対策部内の連絡調整に関する事
教 育 対 策 部	文教対策班	教 育 総 務 課 学 校 教 育 課 保 育 幼 稚 園 課 生 涯 学 習 課 文 化 課	1 教育対策部内の被害報告の取りまとめ及び応急対策に関する事 2 教育関係施設に避難所を開設することについての協力に関する事 3 教育関係義援金品の受付等に関する事 4 被災児童生徒の育英奨学に関する事 5 被災児童生徒に対する授業・保育に関する事 6 被災児童生徒の健康管理に関する事 7 教育関係施設の被害情報の収集及び災害対策に関する事（保育園を含む） 8 文化財及び文化保存施設等の被害情報の収集及び災害対策に関する事 9 災害活動に応援する婦人会等の連絡調整に関する事 10 教育対策部内の連絡調整に関する事 11 児童生徒の救急保護等に関する事
医 療 対 策 部	医療救護班	事 務 部 診 療 部 看 護 部	1 傷病者に対する医療活動に関する事 2 救護所の設置及び県への設置要請に関する事 3 医療救護班の編成及び派遣に関する事

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内における重要水防箇所については、別表3のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

佐賀地方気象台は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

警報・注意報発表基準一覧表

小 城 市	府県予報区	佐賀県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	佐賀多久地区		
警 報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	25	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	115	
		複合基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/ s
			海上	20m/ s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/ s 雪を伴う
			海上	20m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
			山地	12 時間降雪の深さ 20cm
波浪	有義波高	2. 5m		
高潮	潮位	5. 1m		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	11	
		土壌雨量指数基準	98	
	洪水	流域雨量指数基準	牛津江川流域=6. 4、晴気川流域=5. 7、祇園川流域=11. 5 西平川流域=7. 2、福所江流域=6. 5	
		複合基準	嘉瀬川流域=（8、17. 5）、六角川流域=（8、27. 7） 牛津川流域=（8、16. 1）、牛津江川流域=（6、5. 8） 晴気川流域=（10、5. 7）、祇園川流域=（10、8. 7） 福所江流域=（6、6. 3）	
			指定河川洪水予報に よる基準	牛津川[妙見橋]、嘉瀬川[川上]
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間の降雪の深さ 3 c m
			山地	12 時間の降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	1. 5m	
	高潮	潮位	4. 1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 45%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いたあと、 さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温－3℃以下		
	霜	11 月 30 日までの早霜、3 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪	気温－2℃～2℃の条件下で、降雪量 15cm 以上の場合		
	記録的短時間大雨情報	(1 時間雨量)		110mm

特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風雨が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大級の警戒を呼びかける。

気象等に関する発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の熱帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の熱帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の熱帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づき判断する。

気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

情報の種類	発 表 基 準
台風に関する気象情報	台風による大雨や強い風で災害の発生が予想される場合
大雨に関する気象情報	前線などによる大雨で災害の発生が予想される場合
低気圧に関する気象状況	発達した低気圧による大雨や強い風で災害の発生が予想される場合
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短期間の大雨を観測または解析した場合（1時間 110mm以上）

指定河川洪水予報の種類と発表基準（指定河川洪水予報：気象庁と国土交通省が共同発表）

種 類			発 表 基 準
予報の基準	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき
	洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は氾濫危険水位到達することが予想されるとき
		氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき
		氾濫発生情報	実施区間内で氾濫が発生したとき

※ 洪水予報対象指定河川

六角川水系 — 六角川、牛津川、武雄川

嘉瀬川水系 — 嘉瀬川

津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

（ア）種類

大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合）

（イ）発表される津波の高さ等

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20 cm～1m	1m	(表記しない)

（注）1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により津波がさらに

高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(津波情報の種類)

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※ 津波と満潮が重なると潮位の高い状態になり、被害が大きくなる場合がある。

(注)3 津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。

なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが 1m 以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが 20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が 100 km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で 3m以下、津波警報を発表している沿岸で 1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が 100 kmを超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

(エ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報	発表基準	内容
	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	20cm 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 20cm 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意は必要である旨を発表する。

（気象庁が発表する特別警報）（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

第 2 節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

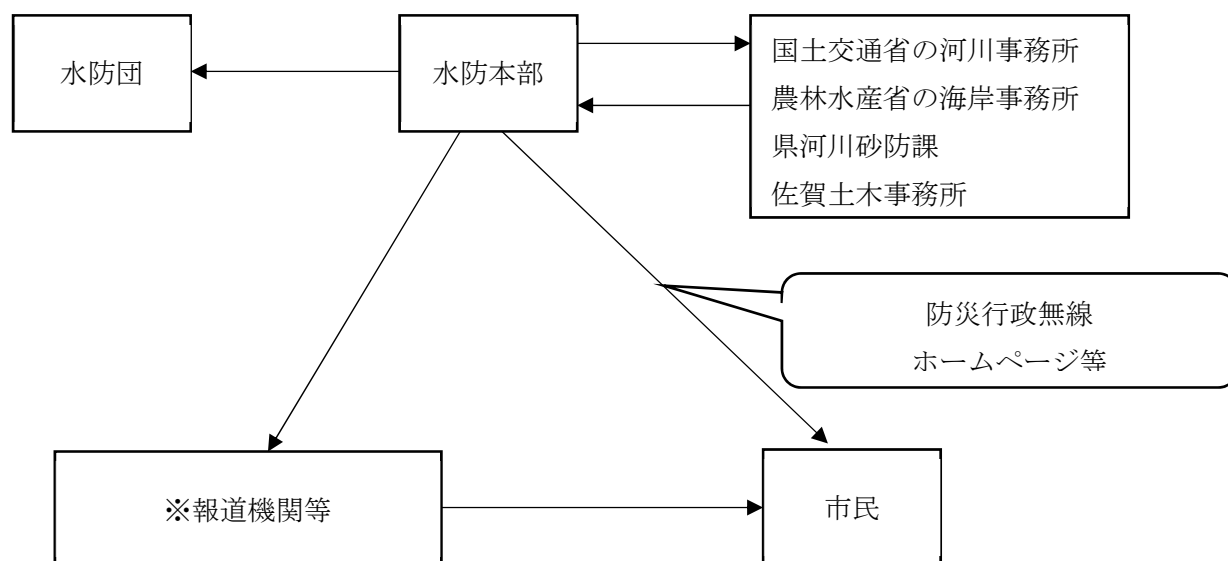
2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

市長は気象状況、雨量水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

(1) 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	水防団待機水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員に待機を市長が警報するもの。
準備警報	水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を市長が警報するもの。
出動警報	氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を市長が警報するもの。
解 除	氾濫注意水位を下り再び増水のおそれがないと思われるとき水防活動の終了を市長が通知するもの。
地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて市長が水防警報を発表する。	

(2) 通報系統



※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。

3 高潮時の海岸に関する水防警報

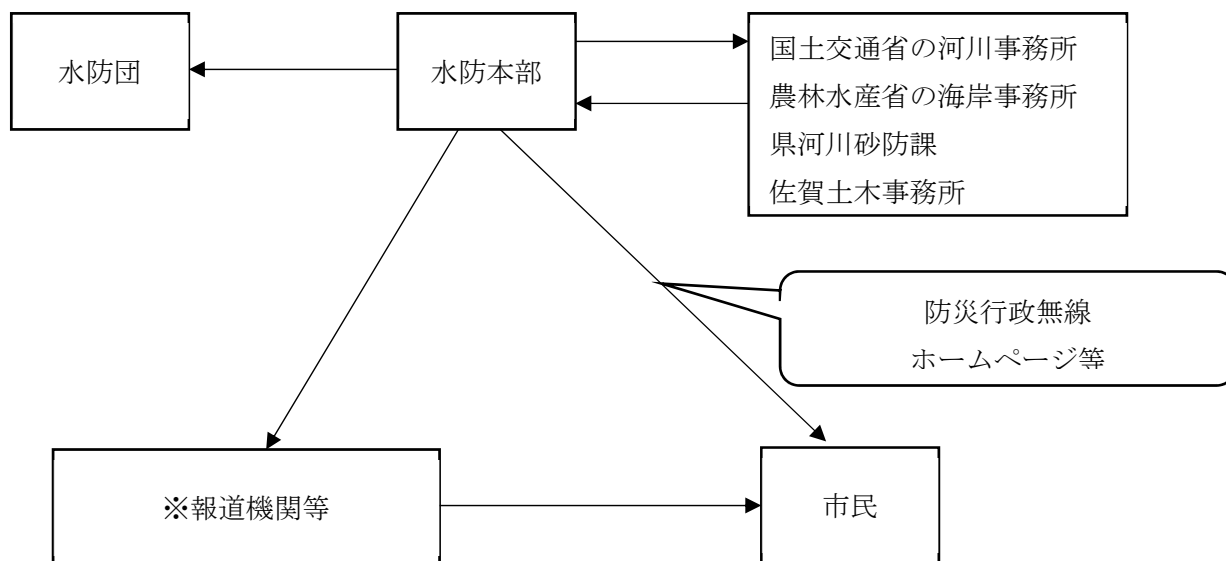
市長は気象状況、雨量水位の通報及び堤防などの巡視連絡等を総合的に判断し、洪水又は高潮等によって災害が発生するおそれがあると認めるとき、水防警報を発表する。

(1) 種類及び発表基準

段 階	内 容
待機警報	台風情報により台風接近が確実になったとき、水防に関係のある職員に待機を警報するもの。
準備警報	台風が接近し、高潮の恐れがあると思われるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を行い水防資器材の整備点検、水門などの開閉時の準備を警報するもの。
出動警報	高潮水位に達し、なお、上昇が激しくなる見込みがあるとき、水防に関係のある機関の職員の出動を警報するもの。
解 除	高潮水位を下り再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき水防活動の終了を通知するもの。

地震による津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(2) 通報系統



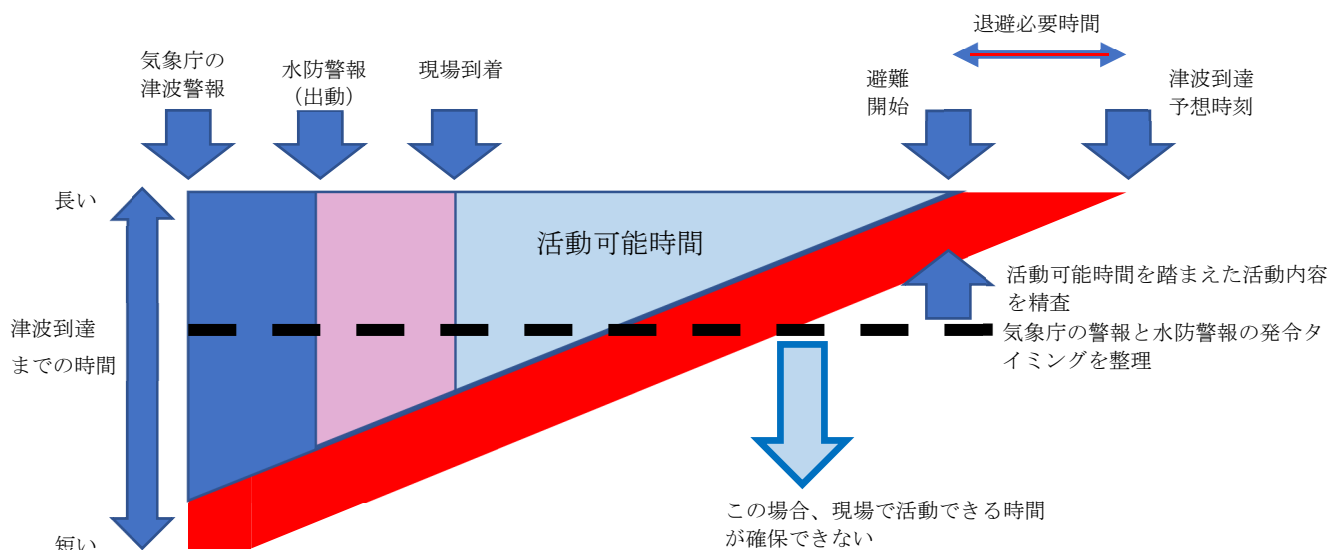
※高潮による出動警報の発表時のみ

4 津波に関する水防警報

市長は、河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は県が指定した海岸・河川について、水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他の水防に関係のある機関に通知するものとする。

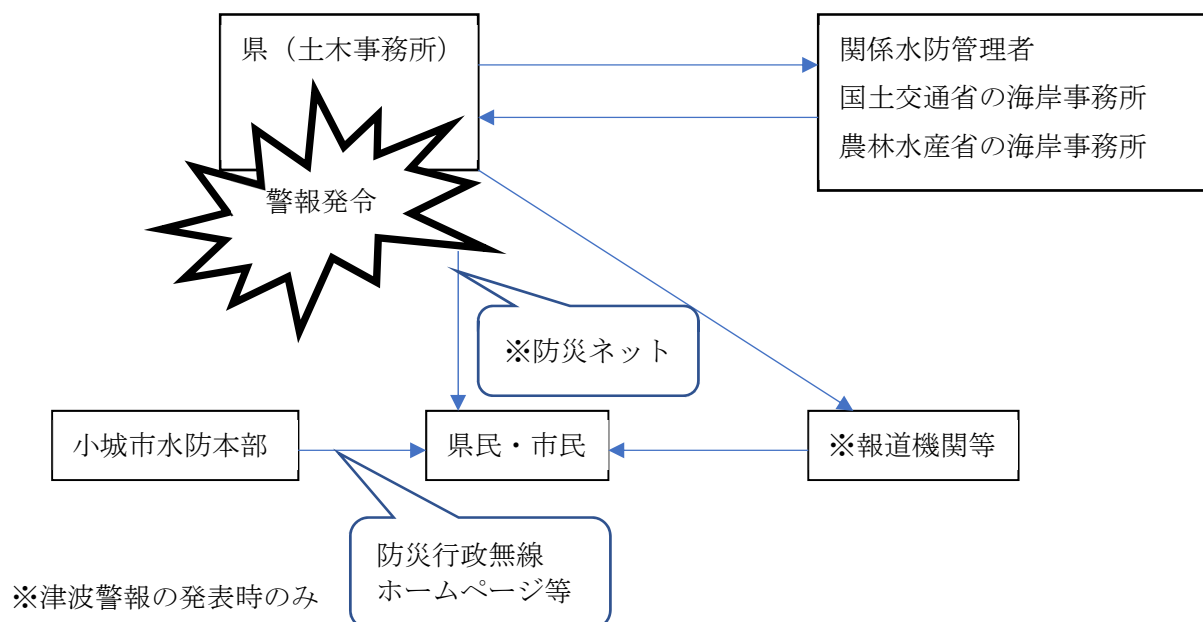
(1) 水防警報の発表基準（津波の影響を受ける河川・海岸）

段 階	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 気象庁から津波警報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき



活動可能時間のイメージ

(2) 通報系統



県知事が水防警報を発表する水防管理団体（津波）

- (1) 有明海に流入する河川及び他支川
- (2) 有明海岸

市町名	区域	出動	解除
小城市	沿岸部の直接津波の影響を受ける区域。 また、河川を津波が遡上し、浸水等影響を受けることが想定される区域。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5 発令段階

水防に関する警報の発令は、別表 1 により行う。

水防連絡系統は、別表 2 のとおりである。

- (1) 指定河川の洪水予報

国土交通省及び気象庁が共同で行う洪水予報

指定河川	嘉瀬川水系 六角川水系
------	----------------

第 5 章 水位の観測、通報及び公表

第 1 節 水位の観測、通報及び公表

- (1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、国土交通省管理の水位観測所が河川で 4 箇所あるほか、県管理の水位観測所が河川で 4 箇所ある。

- (2) 水位の通報

①別表 1 に示す水防団待機水位（通報水位）に達し又は減水後同水位に復したとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達し又は減水後同水位に復したときは、各々その時刻を、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、同水位に復するまで毎時その水位を、最高水位に達し減水に向かうときは、水位と時刻をそれぞれ通報しなければならない。

②水防本部は、水位の通報を受けたときは、第 6 章第 1 節「市の通信連絡」により、小城市防災行政無線その他もっとも正確かつ迅速な方法で行わなければならない。

- (3) 水位の公表

①別表 1 に示す氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

②公表は、市HPに掲載することにより行う。

第 2 節 国土交通大臣が水位情報の通知及び必要に応じ周知を行う河川

水防法第 13 条第 1 項に基づき、国土交通大臣が水位到達情報の通知及び必要に応じ周知する河川は次のとおりである。

水位周知河川の実施区域（国土交通省佐賀河川事務所）

水系名	河川名	実 施 区 間
嘉瀬川	祇園川	左岸 小城市三日月町堀江字堀江二十二 1189 番地の 2 地先堀江橋から合流まで 右岸 小城市三日月町五十四字深町 709 番地先堀江橋から幹川合流点まで

第 3 節 県知事による避難判断水位への到達情報を通知及び周知する河川

水防法第 13 条第 2 項に基づき、知事が水位到達情報の通知及び必要に応じ周知する河川は次のとおりである。

河川名	基準地点	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)	氾濫危険水位 から天端まで 余裕高 (m)
祇園川	祇園 (小城町)	1.50	2.30	2.57	0.43
福所江	福所江水門 (佐賀市久保田町)	TP 1.50	TP 2.19	TP 2.53	0.67
牛津江川	牛津江 (牛津町)	3.10	3.26	3.37	1.53
晴気川	船田橋 (小城町)	1.40	1.70	1.90	1.50

第 6 章 水防通信連絡

第 1 節 市の通信連絡

通信連絡の確保は、水防活動の根源である。特に大災害時に発生する通信混乱の対策確立と連絡の迅速確実な実施を期するため、有線及び無線通信施設の有効利用に努めるものとする。

(1) 無線通信施設

無線通信施設としては、防災行政無線があり、水防活動に必要な情報の伝達に使用している。

(2) 専用通信施設の使用

水防上緊急を要する通信については、水防法第 27 条、災害対策基本法第 57 条、第 79 条及び電波法第 52 条の規定により、次の専用通信施設を使用することができる。

警察通信施設、国土交通省通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設、また、必要な場合は、アマチュア無線の協力を受けることができる。

(3) 災害時優先電話

専用通信施設が利用できない場合または利用することが困難な場合、水防関係で緊急を要する連絡は、有線電気通信法第 8 条の規定により、優先的に取り扱うことができる。

なお、水防関係施設に設置の電話回線で通信の確保に最低限必要な回線について、あらかじめ NTT と関係機関で定めた回線（災害時優先電話）からの発信は、通信輻輳時に実施される通話の規制に関わらず、利用することができる。

第2節 非常事態の通報

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたとき、または、堤防その他の水防施設等に非常事態が予測されるときは直ちに水防団長に対しその通報を通知し、必要団員の確保、河川、水門、樋門等の巡視等を指示する。また、河川水位が前項の水防警報発令の段階に達した旨の通報があったときは直ちに水防団長に通知するとともに、「水防信号」及び「小城市防災行政無線通信施設」により周知し、さらに必要に応じて出動を要請する。

(1) 非常通話取扱機関一覧表

この機関以外についても、水防上やむを得ない特別の理由がある場合は、その旨を告げて非常通話を請求することが出来る。

非常通話取扱機関一覧表

1 国関係

	電話番号(代表)	FAX 番号	備考
筑後川河川事務所	0942-33-9131	0942-35-0164	
武雄河川事務所	0954-23-5151	0954-23-6927	
牛津出張所	66-0315	66-0326	
佐賀河川事務所	41-8801	41-8802	
嘉瀬川出張所	68-2362	68-2317	
佐賀国道事務所	32-1151	33-3113	
鳥栖維持出張所	0942-83-2505	0942-83-2524	
自衛隊 久留米駐屯地 (陸上自衛隊西部方面混成団)	0942-43-5391	0942-43-5391	
佐賀地方気象台	32-7027	32-7028	

2 県関係

※佐賀県庁(代表) 24-2111

	電話番号(代表)	FAX 番号	備考
河川砂防課	25-7161~62	25-7277	
水防情報室	25-7173	25-7169	
危機管理防災課	25-7026	25-7262	防電話 733・防災 F A X 7811
危機管理センター	23-2211	25-7020	
佐賀土木事務所	(代) 24-4345	26-8038	
河川課	24-4352	26-8038	
管理課	24-4336	29-8697	
佐賀中部農林事務所	31-3285	33-4579	農村環境課
小城警察署	73-2281	73-2007	
晴田交番	72-6071		
大地町駐在所	73-4424		

五条駐在所	72-5808		
牛津交番	66-0579		
牛王駐在所	66-1076		
東住ノ江駐在所	66-2142		
佐賀広域消防局小城消防署	66-1541	66-1542	
佐賀広域消防局小城北分署	73-9919	73-9922	
佐賀県警察本部	24-1111	29-7709	防電 743・防災 F A X 7831
佐賀広域消防局	30-0111	31-2119	防電 86-511

3 近隣市町その他の関係機関

	電話番号(代表)	FAX 番号	備考
佐賀市危機管理防災課 40-7013	24-3151	29-2095	防電 86-201 MC A 88-501
佐賀市久保田支所	68-2111	68-2084	
多久市防災安全課 75-2181	75-2111	75-2110	防電 86-204 MC A 88-504
白石町	84-2111	84-6611	防電 86-425 MC A 88-522
江北町	86-2111	86-2130	防電 86-424
佐賀土地改良区川上頭首工	62-0136	52-0227	

4 関係官公署及び通信報道機関

	電話番号(代表)	FAX 番号	備考
九州電力(株)佐賀支店	33-1485	33-1212	
西日本電信電話(株)佐賀支店	36-5518	34-1933	
NHK佐賀放送局	28-5000	28-5002	
S T Sサガテレビ	23-9111	23-0030	
ぶんぶんテレビ	24-3734	24-7350	
藤津ケーブルビジョン	0954-66-2657	0954-66-5702	
N B C佐賀放送局	22-1460	24-1096	
エフエム佐賀	25-7790	29-7200	

5 防災情報について

○インターネット

小城市ホームページ (URL <http://www.city.ogi.lg.jp/>)

佐賀県ホームページ (URL <http://www.pref.saga.lg.jp/>) NHK 佐賀放送局

佐賀県河川砂防地理情報システム (安図くん) (URL <http://anzu.pref.saga.lg.jp/>)

国土交通省佐賀河川事務所 (防災インフォメーション)

(URL http://www.qsr.mlit.go.jp/saga/bousai_info/)

国土交通省武雄河川事務所 (防災インフォメーション)

(URL http://www.qsr.mlit.go.jp/takeo/prepare_bousai/)

佐賀地方気象台 (URL <http://www.jma-net.go.jp/saga/>)

国土交通省河川局

川の防災情報 (URL <http://www.river.go.jp/>)

携帯電話版 (URL <http://i.river.go.jp/>)

スマートフォン版 (URL <http://river.go.jp/s/>)

第3節 水防本部長の避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、水防本部長（市長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条）

第7章 水防活動

第1節 堤防などの巡視及び水防箇所

1 堤防などの巡視

河川管理者の協力を受け、市水防計画書に定める水防箇所その他あらかじめ危険な水防箇所を選定し、巡回等を行い、水防上危険と認められる箇所があれば直ちに水防体制を整えるとともに、水防本部長に連絡しなければならない。

2 水防箇所

(1) 河川の水防箇所

降雨出水時において越水決壊などにより水防活動が予測される箇所は別表3のとおりである。

(2) 交通不能が予測される道路、橋梁

降雨出水時において冠水、流出その他の原因で交通不能が予測される箇所は別表4のとおりである。

(3) 警戒を要するため池は、別表5のとおりである。

3 避難指示予定場所

避難命令による立退き避難指示予定場所及び各地区の避難場所は、小城市地域防災計画に準ずる。

4 水こう門、堰堤及び排水ポンプ

水こう門、堰堤及び排水ポンプの操作人と連携を密にし、適正な管理を行うよう指導する。

(1) 水こう門、堰堤

水こう門、堰堤の状況は別表9のとおりである。

(2) 排水ポンプ

排水ポンプが水防上に果たす役割は重要なものである。このため操作人は、下記の事項

に留意し、運転の万全を期するようにしなければならない。

イ 事故防止 ロ 運転開始、停止時期の適正化

ハ 水位変化の記録 ニ 運転日誌の記帳 ホ その他必要な事項
排水ポンプの状況は、別表 10 のとおりである。

第 2 節 水防作業及び水防工法

(1) 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近隣地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(2) 水防工法

水防工法には、現場の状況に応じた工法を必要とする関係上、その工法も 20 種類程度あるが、通常用いられる工法は、参考資料 6～9 のとおりである。

第 3 節 避難のための立退き

①洪水、高潮・津波等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、小城警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を佐賀土木事務所長に速やかに報告するものとする。

第 4 節 水防配備体制

水防体制については、気象台並びに知事、又は防災情報システム等により水害に関係ある通報を受けたときは、その状況を判断し、通報雨量、通報水位、警戒すべき潮位等に達するおそれがあると思われるときは、第 2 章第 2 節及び第 3 節の水防本部組織及び所掌事務に基づき、次の 3 段階の水防配備をとる。なお、当市は有明海の潮汐の影響を受けやすく、潮位に十分注意する必要がある。

1 情報連絡体制（災害情報連絡室）

(1) 設置基準

ア 各注意報又は警報が発令され、災害が発生するおそれがあるとき。

イ 異常気象等により災害が発生するおそれがあるとき。

ウ その他、市内の状況により防災対策課長、農村整備課課長及び建設課長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

総務部防災対策課に置く。(庁舎が使用出来ない場合は、その他の公共施設を選定する。)

(3) 所掌事務

水防に関する情報収集、水防関係機関等との相互連絡調整及び水防活動

(4) 構成及び配備要員

各部で設定した水防体制班の一班をもって構成する。情報連絡体制の長は、総務部長をもって充て、総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

(5) 配備要員の動員

配備要員は、情報連絡体制の設置の伝達を受けた場合又は設置基準の発表を知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに総務部防災対策課に集合し、防災対策課長の指示に従い、市庁舎「防災対策室」又は所定の場所で配備につくものとする。

2 水防警戒体制（災害対策連絡室）

(1) 設置基準

ア局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イその他、市内の状況により総務部長（不在の時は、防災対策課長）が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

総務部防災対策課に置く。(庁舎が使用出来ない場合は、その他の公共施設を選定する。)

(3) 所掌事務

災害情報の収集、水防関係機関との連絡調整、水防及び水害応急対策の実施

(4) 構成及び配備要員

各部で設定した水防体制班の半数の班で構成する。水防警戒体制の長は、総務部長をもって充て、総務部長が不在のときは、防災対策課長が代理する。

(5) 配備要員の動員

配備要員は、水防警戒体制の設置の伝達を受けた場合又は設置基準の発表を知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに総務部防災対策課に集合し、水防警戒体制の長の指示に従い、市庁舎「防災対策室」又は所定の場所で配備につくものとする。

(配備体制)

種類	配備内容	配備時期
水防警戒態勢 (災害情報連絡室) (水防配備 1 班体制)	各対策部の要員を充て、情報連絡活動を円滑に行う体制	1 各注意報又は警報が発令され、災害が発生するおそれがある時 2 異常気象等により災害が発生するおそれがある場合
水防警戒態勢 (災害対策連絡室) (水防配備 1～2 班体制)	各隊策部の要員を充て、自体の推移により速やかに水防本部体制に切り替えることができる体制	局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

3 水防本部体制（災害対策本部）

水防本部体制は、災害対策本部に統括する。

第5節 水防団

水防団は、消防団員をもって構成するものとし、水防団の出動は、水防本部長が水防団長に要請して行う。

出動基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 待機

水防団待機水位に達したとき、なお上昇の見込みがあるとき及び予報などにより洪水、高潮のおそれがあるとき。

(2) 出動準備

水防団待機水位を越え、なお上昇のおそれがあり、警戒水位を突破するおそれがあるとき及び予報、警報などにより洪水、高潮の危険を予知したとき。

(3) 出動

① 氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき及び予報、警報などにより洪水、高潮の危険が切迫したとき。

② 災害等が発生したとき

第6節 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

(2) 水防団の非常配備の解除

水防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第8章 水防信号、水防標識

法第18条及び20条の規定による佐賀県水防信号及び標識に関する規則（昭和24年佐賀県規則第53号）を準用し、水防に用いる信号及び標識は次のとおりである。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合も同様とする。

第1節 水防信号

第1信号 氾濫注意水位（警報水位）に達したことを知らせ、必要な団員による河川の警戒を行うもの。

第 2 信号 洪水等の発生のおそれがあり、水防団員に属する者が出動すべきことを知らせるもの。

第 3 信号 区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第 4 信号 洪水等の発生可能性の区域内の居住者に、避難のため立ち退くことを知らせるもの。

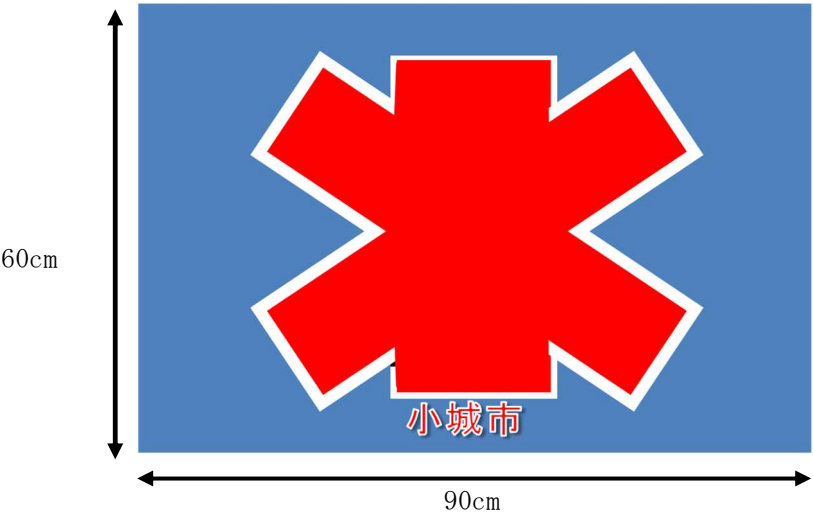
方法区分	警鐘信号	サイレン信号
第一信号	○休止 ○休止 ○休止	○－休止 ○－休止 ○－休止 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒
第二信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○	○－休止 ○－休止 ○－休止 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒
第三信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	○－休止 ○－休止 ○－休止 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒
第四信号	乱 打	○－休止 ○－休止 約 1 分 約 5 秒 約 1 分 約 5 秒
備考	1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3. 危険が去った時は、その旨口小城市防災行政無線で伝達する。	

第 2 節 水防標識

水 …… 赤色

小城市 … 赤色

小城市 … 赤色



第 9 章 公用負担

第 1 節 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

第 2 節 公用負担権限証明書

法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、水防管理者、または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次に示す証明書を携行し、必要のある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担権限命令証	
小城市消防団	〇〇第〇分団
	分団長
	何 某
上記の者に	区域における水防法第 28 条第 1 項の権限
行使を委任したことを証明する	
	年 月 日
	小城市水防管理者（小城消防署長）
	何 某 印

第 3 節 公用負担命令書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使するときは、原則として次に示す証票 2 通を作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第	号
公用負担命令書	
目 的 物	
種 類	
員 数	
水防法第 28 条第 1 項により（収容処分）する。	
	年 月 日
	小城市水防管理者
	小城市長
	印
様	

第 10 章 水防訓練

市は、水防団と通信連絡等を中心とした訓練を実施する。また、県が主催する訓練に積極的に参加し水防技術の向上を図るものとする。

- ①観測
- ②通報
- ③動員
- ④輸送
- ⑤排水機場・樋門等の操作
- ⑥避難

第 11 章 水防倉庫備品及び備蓄資材

水防倉庫備品及び備蓄資材については、別表 8 のとおりとし、毎年度計画的に更新するものとする。

第 12 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局（又は佐賀県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣。
- (6) 水防活動の記録及び広報

第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

- (1) 隣接する水防管理団体とは密接な連携をとり、水防活動に関し相互に協力する。
- (2) 法第 23 条第 1 項の規定により水防のため緊急の必要があるときは水防管理者は、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

第 3 節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

なお、災害派遣要請に係る手続きについては、「小城市地域防災計画」に準ずる。

第 4 節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

第 13 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水、内水、高潮対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

嘉瀬川水系嘉瀬川浸水想定区域図

(平成 29 年 3 月 29 日公表：国土交通省九州地方整備局佐賀河川事務所)

六角川水系六角川浸水想定区域図

(平成 28 年 5 月 30 日公表：国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所)

2 内水浸水想定区域の指定状況

県または市は、水位周知下水道について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村長に通知するものとする。

3 高潮浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第 14 条の 3 に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

小城市防災会議は、洪水予報指定河川、水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸について、浸水想定区域の指定があったときは、小城市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

小城市地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、別紙のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を市からの要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報伝達方法は、電話及びファクシミリ等とする。

第 14 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 2 節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の確保、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、別表 11 を基に指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、別表 15 によるものとする。

小城市水防計画

資料編

(別表 1) 国土交通大臣が水防警報を発令する河川の対象量水標及び条件

河川	量水標名	待機	準備	出動	解除
(六角川) 六角川 (高潮)	住ノ江橋	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮水位 (6.50m) を突破すると思われるとき。	高潮水位 (6.50m) に達し、なお潮位の上昇が激しくなると思われたとき。	高潮水位 (6.50m) を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
(六角川) 牛津川	妙見橋	水防団待機水位 (2.30m) に達し、氾濫注意水位 (3.50m) に達すると思われるとき。	水防団待機水位 (2.30m) を越え、氾濫注意 (3.50m) を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位 (3.50m) に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (3.50m) 以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
(嘉瀬川) 嘉瀬川	川上	水防団待機水位 (3.00m) に達し、氾濫注意水位 (4.20m) に達すると思われるとき。	水防団待機水位 (3.00m) を越え、氾濫注意水位 (4.20m) を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位 (4.20m) に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (4.20m) 以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。

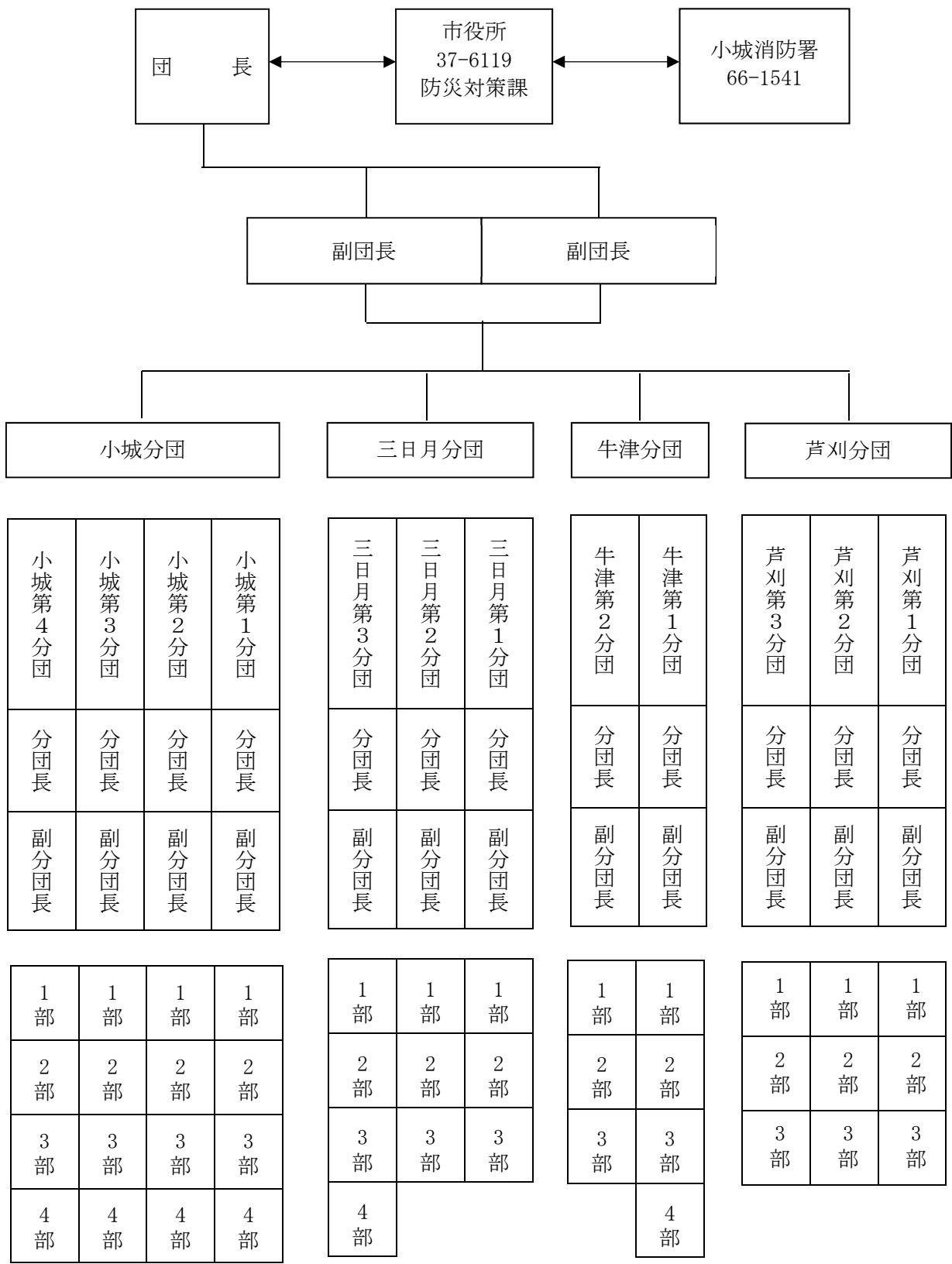
佐賀県知事が水防警報を発表する河川及び海岸の対象量水標及び条件

河川・海岸	量水標名	待機	準備	出動	解除
牛津江川	牛津江 (牛津江水門)	水防団待機水位 (2.10m) に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (2.10m) を越え、氾濫水位 (3.10m) に達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (3.10m) に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (3.10m) を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
晴気川	船田橋	水防団待機水位 (1.20m) に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (1.20m) を越え、氾濫注意水位 (1.40m) に達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (1.40m) に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (1.40m) を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
祇園川	祇園	水防団待機水位 (1.20m) に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (1.20m) を越え、氾濫注意 (1.50m) に達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (1.50m) に達し、なお上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (1.50m) を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
福所江	境川橋	水防団待機水位 (T.P1.20m) に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位 (T.P1.20m) を越え、氾濫注意水位 (TP1.50m) に達すると思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P1.50m) に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位 (T.P1.50m) を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
	三丁井樋 (福所江水門 (外)) 福所江水門から海まで	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位 (T.P3.70m) に達し、なお潮位の上昇が激しくなると思われるとき。	高潮水位 (T.P3.70m) を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。
芦刈海岸	芦刈海岸全域	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位 (T.P3.70m) に達し、なお、潮位の上昇及び波浪が激しくなると思われるとき。	高潮水位 (T.P3.70m) を下り、再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき。

※高潮注意報・警報における (TP とは、東京湾平均海面です)

(別表 2)

災害時の連絡体制（水防団）



(別表 3) 重要水防箇所一覧表

河川名	ランク	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
嘉瀬川	A	小城市三日月町堀江	右	9 k 400～9 k 600	200	越水 A	積み土のう工
嘉瀬川	B	佐賀市久保田町徳万～ 小城市三日月町堀江	右	7 k 000～9 k 400	2, 400	越水 B	積み土のう工
祇園川	B	小城市三日月町堀江	左	0 k 200～0 k 400	200	越水 B	積み土のう工

県関係

重要水防箇所及びその危険と予想される箇所

(佐賀土木事務所管内)

水系名	河川名	重要水防箇所		危険と予想される 主な箇所			予想される 主な事態	主な水防工作
		延長	箇所	延長	危険度 ランク	箇所		
嘉瀬川	西平川	左 430	立物橋～ 立物橋下流 430m	左 430	C	立物橋～ 下流 430m	越水	積土俵
嘉瀬川	西平川	右 1550	立物橋～ 東平川合流点	—	—	—	—	—
嘉瀬川	祇園川	左 4200	彦島橋～堀江橋	—	—	—	—	—
嘉瀬川	祇園川	右 4200	彦島橋～堀江橋	—	—	—	—	—
福所江	福所江	左 4940	境川橋～海岸	—	—	—	—	—
福所江	福所江	右 4940	境川橋～海岸	—	—	—	—	—
六角川	牛津江 川	左 4800	砂田 2 号橋～ 牛津川合流点	—	—	—	—	—
六角川	牛津江 川	右 4800	砂田 2 号橋～ 牛津川合流点	—	—	—	—	—
六角川	晴気川	左 6300	晴田橋～ 牛津川合流点	左 2400	B	晴田橋～ 西川橋	越水	積土俵
六角川	晴気川	右 6300	晴田橋～ 牛津川合流点	右 2400	B	晴田橋～ 西川橋	越水	積土俵

重要水防区間外で危険と予想される区間

関係 土木 事務所	水系名	危険と予想される箇所				予測される 主な事態	主な 水防工作
		河川名	延長	危険度ランク	箇所		
佐賀	六角川	牛津江川	左 870	B	寺浦川合流点～砂田 2 号橋	水が あふれる	積土俵
佐賀	六角川	牛津江川	右 870	B	寺浦川合流点～砂田 2 号橋	水が あふれる	積土俵

危険度評定基準

項目	危険度 ランク	A(堤防上特に重要な箇所)	B(次に重要な箇所)	C(重要な箇所)
堤防高 (流下能力)		・時間雨量 30mm 程度以下の流下 能力しかない区間	・時間雨量 30～50mm 程度 の流下能力しかない区間	
堤防の 強度・断面		・堤防断面狭小で、堤防高に比較 して堤防の上端が狭い区間(計画 断面の 1/2 程度以下) ・堤体あるいは基礎地盤より漏 水の実績のあるもの又はそのお それの高い区間	・堤防断面が不足している 区間(計画断面の 2/3 程度 以下の区間) ・工事後 1 年未満の盛土、 埋戻区間に対し応急措置 が講じられる区間	・堤体又は基礎地盤等の土質不良に より、不良沈下等が予想される区間 ・漏水により堤体破損の不安が考え られる区間
水衝箇所		・洪水時水衝部となり堤防斜面 保護工が破損、堤防の決壊又は決 壊寸前程度の一部流出実績があり、 再度被災のおそれのある区間	・低水、高水護岸が不完全 と考えられる区間	・低水、高水護岸が完全にあるが水防 上注意を要する区間
深掘れ箇所		・提脚又は護岸の根固めが深堀 りされ、危険が予想される区間	・河床の低下が著しく護 岸、提脚等が深掘りされる おそれのある区間	・河床が低下し、水防上注意を要する 区間
その他		・横断工作物の設置時期が古く 不慮の事故が予想される箇所又は 工事中の箇所危険が予測さ れる箇所	・護岸工事が未施工又は工 事中で危険が予想される 箇所	・その他水防上注意を要する区間
※ 2 以上の項目に該当し、危険度ランクの違う場合は上位ランクに評定する。				

(別表 4)

洪水時、冠水等により交通不能が予測される道路（県指定）

所管 土木事 務所	路線名	位置及び区間	道路 幅員 m	日雨量 100mm の場合 の冠水状況			日雨量 200mm の場合 の冠水状況			迂回路 の有無
				延長 m	水深 m	期間 時	延長 m	水深 m	期間 時	
佐賀	県道 小城牛津線	牛津町柿樋瀬	12.0	250	30	12	250	30	24	有
佐賀	県道 川上牛津線	三日月町長神田字初田	12.5	0	0	0	300	30	6	有

洪水時、冠水等により交通不能が予測される道路（市指定）

道路 管理者	路線名	位置及び区間	道路 幅員 m	日雨量 100mm の場合 の冠水状況			日雨量 200mm の場合 の冠水状況			迂回路 の有無
				延長 m	水深 m	期間 時	延長 m	水深 m	期間 時	
国道 事務所	国道 34 号線	牛津町砥川小付近	30.0	—	—	—	100	—	—	無
佐賀 土木 事務所	県道 小城牛津線	佐賀広域消防局小城消防 署南地下道	4.0	—	—	—	30	—	—	無
小城市	市道 大戸ヶ里線	国道 34 号立体 交差部	5.0	—	—	—	30	—	—	無
国道 事務所	国道 34 号線	市道新町～ 前満江交差点	5.5	—	—	—	100	—	—	無
佐賀 土木 事務所	県道 多久牛津線	上右原～山崎 地区間	10.0	1500	—	—	1500	—	—	無
〃	県道牛津 停車場線	江津若江都市下 水路付近	6.5	—	—	—	50	—	—	無
〃	県道別府牛 津停車場線	泉地区国道 34 号線交差点	6.5	—	—	—	200	—	—	無
〃	県道別府牛 津停車場線	多久市境付近	5.5	—	—	—	100	—	—	無
小城市	市道初田・ 下江良線	乙柳右岸幹線沿い	10.0	50	—	—	50	—	—	無
〃	市道初田・ 下江良線	生立ヶ里右岸 幹線沿い	4.5	—	—	—	100	—	—	無
〃	市道山崎～ 納所線	山崎地区	10.3	770	1	—	770	—	—	無
〃	市道砥川町 ～新屋敷線	JR 長崎本線下	4.0	10	0.1	—	10	0.1	—	無
〃	市道 江津 2 号線	旧牛津庁舎北	4.0	—	—	—	200	—	—	無
〃	市道江津ヶ 里～久蘇線	勝・高柳の境	4.0	—			200	—	—	無

道路管理者	路線名	位置及び区間	道路幅員m	日雨量100mmの場合の冠水状況			日雨量200mmの場合の冠水状況			迂回路の有無
				延長 m	水深 m	期間 時	延長 m	水深 m	期間 時	
小城市	市道生立ヶ里通学路線	生立ヶ里右岸幹線沿い	2.5				100			無
〃	市道乙宮社東線	乙宮社東	3.0				100			無
〃	市道西江津線	西江津	6.0				50			無
〃	市道牛津中学校線	牛津中学校東	4.0				100			無
〃	市道宿古賀～両新村線	羽佐間水路沿い	5.0				200			無
〃	市道泉～両新村線	起点（砥川保育園北東）								無
〃	市道前満江線	国道34号線地下道								無
〃	市道高柳～江津ヶ里線	国道34号線地下道								無
〃	市道久本第2号線	国道34号線地下道								無

(別表5) 水防警戒を要するため池一覧

番号	ため池名	管理者	位置	要水防延長 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	満水面上の余裕高 (m)	対策水防工法	要する資材			要避難民 家数 (戸)	危険状況
										叭 (枚)	縄 (kg)	杭 (本)		
1	鷺ノ原	鷺ノ原区長	小城町畑田	66.0	0.15	3.7	3.90	0.42	土俵積	200	30	20	50	堤体老朽
2	寺浦第3	寺浦区長	小城町晴気	107.0	0.27	4.0	3.80	1.00	〃	200	40	20	4	堤体老朽 余水吐断面狭小
3	円光寺	円光寺区長	小城町晴気	23.0	0.07	1.6	4.68	0.35	〃	100	20	20	1	堤体老朽 土砂推積
4	八丁	小城市役所	小城町晴気	35.0	0.12	2.4	3.15	0.40	〃	200	30	20	0	堤体老朽
5	北浦	北浦溜池土地改良区	小城町松尾	200.0	4.0	368.0	17.90	0.60	〃	1,000	200	100	300	堤体老朽 提高15m以上
6	東分第1	東分生産組合	三日月町織島	101.0	0.5	10.0	6.75	1.00	〃	500	100	100	344	堤体老朽
7	池田	東分水利組合	三日月町織島	90.0	0.8	24.0	6.90	1.00	〃	500	90	90	344	堤体老朽
8	西分第1	西分生産組合	三日月町織島	65.0	0.5	12.5	7.05	0.90	〃	300	80	80	344	堤体老朽 余水吐断面土砂推積
9	西分第2	西分生産組合	三日月町織島	55.0	0.8	13.6	4.05	1.00	〃	300	80	80	344	堤体老朽 土砂推積
10	深佐古	谷区	牛津町上砥川	64.0	0.14	4.2	7.10	1.95	〃	200	50	30	30	土砂推積
11	上の堤	内砥川区	牛津町内砥川	126.0	1.45	66.0	9.10	1.20	〃	500	100	100	40	決壊した場合、人家や公共施設に影響を与えるおそれあり
12	上右原第1	右原水利組合	小城町池上	69.8	0.35	8.7	6.90	2.10	〃	300	80	80	2	決壊した場合、人家や公共施設に影響を与えるおそれあり

番号	ため池名	管理者	位置	要水 防延 長 (m)	満水 面積 (ha)	貯水 量 (千㎡)	堤高 (m)	満水 面上 の余 裕高 (m)	対策 水防 工法	要する資材			要避 難民 家数 (戸)	危険状況
										仄 (枚)	縄 (kg)	杭 (本)		
13	上右原 第2	右原水 利組合	小城町 池上	110.0	0.60	15.0	5.30	0.60	土俵 積	500	100	100	10	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
14	山崎	山崎区	小城町 池上	110.0	0.80	20.0	5.55	0.90	〃	500	100	100	3	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
15	坂井	坂井区	小城町 栗原	52.0	0.30	13.5	6.30	0.80	〃	300	80	80	6	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
16	安心	水利組 合	小城町 畑田	90.00	0.90	18.0	4.20	1.00	〃	500	90	90	6	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
17	自楽園	小城市 役所	小城町	117.0	0.60	9.0	3.85	1.50	〃	500	100	100	21	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
18	松屋	小城市 役所	小城町	52.0	0.25	1.2	2.20	0.30	〃	300	80	80	20	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
19	平原第1	平原区	小城町 畑田	19.2	0.20	4.6	3.75	0.90	〃	100	20	20	6	堤体老朽
20	永祥庵	平原区	小城町 畑田	52.5	0.13	22.0	8.40	1.60	〃	300	80	80	41	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
21	平原第2	平原区	小城町 畑田	38.0	0.15	4.2	4.00	0.80	〃	200	30	20	6	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
22	西ノ谷	西ノ谷 区	小城町 畑田	28.0	0.20	6.0	5.60	1.00	〃	100	20	20	5	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
23	竜王	東分水 利組合	三日月 町織島	110.0	0.15	1.5	5.05	2.60	〃	500	100	100	214	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
24	七ツ江	両新村 区	牛津町 上砥川	107.0	0.60	18.9	5.80	2.00	〃	500	100	100	8	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
25	川越城	谷区	牛津町 上砥川	128.0	0.73	29.6	6.40	1.90	〃	500	100	100	20	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り

番号	ため池名	管理者	位置	要水 防延 長 (m)	満水 面積 (ha)	貯水 量 (千m ³)	堤高 (m)	満水 面上 の余 裕高 (m)	対策 水防 工法	要する資材			要避 難民 家数 (戸)	危険状況
										叭 (枚)	縄 (kg)	杭 (本)		
26	源五郎	内砥川 区	牛津町 上砥川	236.0	2.00	46.5	5.30	0.95	土俵 積	1000	200	100	1	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
27	新堤	新堤水 利組合	牛津町 下砥川	250.0	3.00	60.0	6.60	1.95	〃	1000	100	200	40	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
28	寺浦第2	水利組 合	小城町 畑田	50.0	0.25	7.5	5.15	1.00	〃	500	100	100	1	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
29	長堤	花谷水 利組合	小城町 晴気	33.0	0.21	4.4	5.98	1.10	〃	200	30	20	4	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
30	お茶屋	鷺ノ原 区	小城町 畑田	50.0	0.20	4.6	3.78	1.00	〃	500	100	100	10	決壊した場合、 人家や公共施 設に影響を与 えるおそれあ り
31	寺浦第1	水利組 合	小城町 畑田	50.0	0.60	22.8	8.55	1.40	〃	500	100	100	1	堤体老朽

(別表 6) 土石流危険溪流一覧表

溪流名	所在地		溪流概況		保全対象戸数	危険溪流番号	避難所
			溪流長	流域面積			
晴気川	小城町	下久須 2	0.20km	0.13 km ²	5	Ⅱ-19	三里小学校
晴気川	小城町	下久須 1	0.26km	0.08 km ²	5	Ⅱ-18	三里小学校
牛津川	小城町	上右原	0.14km	0.04 km ²	5	I-58	三里小学校
峰川	小城町	栗原	0.20km	0.12 km ²	10	I-56	三里小学校
晴気川	小城町	松葉	0.14km	0.02 km ²	14	I-13	晴田小学校
晴気川	小城町	松葉	0.20km	0.13 km ²	28	I-12	晴田小学校
晴気川	小城町	中善寺	0.45km	0.12 km ²	20	I-11	晴田小学校
晴気川	小城町	庄	0.13km	0.02 km ²	14	I-30	晴田小学校
晴気川	小城町	円光寺	0.25km	0.06 km ²	10	I-29	晴田小学校
晴気川	小城町	郷ノ木	0.14km	0.03 km ²	14	I-28	晴田小学校
晴気川	小城町	川原	0.54km	0.10 km ²	12	I-26	晴田小学校
晴気川	小城町	川原	0.27km	0.03 km ²	29	I-25	晴田小学校
晴気川	小城町	川原	0.57km	0.19 km ²	33	I-24	晴田小学校
本山川	小城町	寒気	0.75km	0.31 km ²	23	I-5	晴田小学校
本山川	小城町	中村	0.11km	0.04 km ²	39	I-21	晴田小学校
本山川	小城町	本山	0.27km	0.07 km ²	34	I-20	晴田小学校
本山川	小城町	本山	0.35km	0.08 km ²	39	I-19	晴田小学校
本山川	小城町	本山	1.60km	0.17 km ²	44	I-02	晴田小学校
本山川	小城町	本山	0.95km	0.20 km ²	44	I-03	晴田小学校
本山川	小城町	本山	0.80km	0.26 km ²	38	I-04	晴田小学校
今出川	小城町	川内	1.71km	2.09 km ²	6	I-01	晴田小学校
牛津江川	小城町	西谷	0.16km	0.07 km ²	6	I-33	晴田小学校
牛津江川	小城町	平原	0.55km	0.16 km ²	6	I-34	晴田小学校
祇園川	小城町	馬場	0.48km	0.16 km ²	8	I-38	岩松小学校
祇園川	小城町	馬場	0.29km	0.11 km ²	10	I-36	岩松小学校
祇園川	小城町	馬場	0.17km	0.04 km ²	10	I-37	岩松小学校
祇園川	小城町	吉田	0.10km	0.02 km ²	8	I-55	岩松小学校
祇園川	小城町	北浦	0.23km	0.04 km ²	5	I-53	岩松小学校
祇園川	小城町	大日	0.25km	0.18 km ²	7	I-44	岩松小学校
江里山川	小城町	江里山	1.44km	0.97 km ²	2	I-41	岩松小学校
江里山川	小城町	江里山	1.21km	0.70 km ²	3	I-42	岩松小学校
清水川	小城町	白坂	1.40km	0.69 km ²	29	I-50	岩松小学校

溪流名	所在地		溪流概況		保全対象戸数	危険溪流番号	避難所
			溪流長	流域面積			
晴気川	小城町	寒気	0.52km	0.10 km ²	24	I-06	晴田小学校
晴気川	小城町	寒気	0.43km	0.09 km ²	22	I-07	晴田小学校
晴気川	小城町	中善寺	0.30km	0.04 km ²	10	I-08	晴田小学校
晴気川	小城町	中善寺	0.22km	0.03 km ²	5	I-09	晴田小学校
晴気川	小城町	中善寺	0.54km	0.12 km ²	10	I-10	晴田小学校
峰川	小城町	西晴気	0.31km	0.04 km ²	3	I-14	晴田小学校
峰川	小城町	西晴気	0.29km	0.03 km ²	3	I-15	晴田小学校
峰川	小城町	西晴気	0.71km	0.32 km ²	3	I-16	晴田小学校
峰川	小城町	西晴気	0.42km	0.10 km ²	0	I-17	晴田小学校
晴気川	小城町	宮浦貳	0.65km	0.13 km ²	44	I-18	晴田小学校
川原川	小城町	東小松	0.42km	0.06 km ²	36	I-22	晴田小学校
川原川	小城町	川原	2.74km	1.55 km ²	37	I-23	晴田小学校
川原川	小城町	郷ノ木	0.87km	0.28 km ²	7	I-27	晴田小学校
牛津川	小城町	寺浦	0.64km	0.24 km ²	8	I-31	晴田小学校
牛津川	小城町	寺浦	0.92km	0.60 km ²	8	I-32	晴田小学校
祇園川	小城町	馬場川	0.17km	0.03 km ²	11	I-35	岩松小学校
祇園川	小城町	祇園川	3.33km	3.69 km ²	2	I-39	岩松小学校
祇園川	小城町	石体	2.47km	2.06 km ²	15	I-40	岩松小学校
江里山川	小城町	原浦	0.29km	0.06 km ²	5	I-43	岩松小学校
清水川	小城町	天道	0.12km	0.03 km ²	3	I-45	岩松小学校
清水川	小城町	清水	0.13km	0.03 km ²	2	I-46	岩松小学校
清水川	小城町	清水	0.34km	0.07 km ²	4	I-47	岩松小学校
清水川	小城町	清水	2.29km	1.10 km ²	22	I-48	岩松小学校
清水川	小城町	清水	1.61km	0.71 km ²	22	I-49	岩松小学校
清水川	小城町	滝川	0.20km	0.04 km ²	7	I-51	岩松小学校
清水川	小城町	滝川	0.20km	0.02 km ²	1	I-52	岩松小学校
祇園川	小城町	天神	0.11km	0.11 km ²	5	I-54	岩松小学校
牛津川	小城町	上右原	0.24km	0.04 km ²	10	I-57	三里小学校
晴気川	小城町	円光寺	56.00km	0.06 km ²	3	II-1	晴田小学校
晴気川	小城町	円光寺	0.74km	0.19 km ²	3	II-2	晴田小学校
晴気川	小城町	円光寺	0.35km	0.05 km ²	3	II-3	晴田小学校
牛津川	小城町	寺浦	0.12km	0.02 km ²	1	II-4	晴田小学校

溪流名	所在地		溪流概況		保全対象戸数	危険溪流番号	避難所
			溪流長	流域面積			
牛津川	小城町	寺浦	0.12km	0.05 km ²	1	Ⅱ-5	晴田小学校
牛津川	小城町	西谷	0.15km	0.06 km ²	1	Ⅱ-6	晴田小学校
牛津川	小城町	西谷	0.34km	0.17 km ²	2	Ⅱ-7	晴田小学校
祇園川	小城町	香木谷	0.97km	0.31 km ²	4	Ⅱ-8	岩松小学校
江里山川	小城町	原浦	0.20km	0.07 km ²	2	Ⅱ-9	岩松小学校
江里山川	小城町	尖尾	0.52km	0.10 km ²	2	Ⅱ-10	岩松小学校
清水川	小城町	天道	0.40km	0.25 km ²	3	Ⅱ-11	岩松小学校
清水川	小城町	天道	0.53km	0.40 km ²	2	Ⅱ-12	岩松小学校
清水川	小城町	天道	0.80km	0.37 km ²	2	Ⅱ-13	岩松小学校
牛津川	小城町	上右原	0.19km	0.07 km ²	1	Ⅱ-14	三里小学校
牛津川	小城町	下右原	0.28km	0.27 km ²	2	Ⅱ-15	三里小学校
牛津川	小城町	池ノ上	0.14km	0.04 km ²	1	Ⅱ-16	三里小学校
牛津川	小城町	池ノ上	0.32km	0.10 km ²	4	Ⅱ-17	三里小学校
岡本川	三日月町	岡本	0.21km	0.13 km ²	10	I-01	三日月小学校
杉町川	三日月町	杉町	0.13km	0.07 km ²	8	I-02	三日月小学校
西分川1	三日月町	西分	0.17km	0.05 km ²	10	I-03	三日月小学校
西分川2	三日月町	織島	0.24km	0.10 km ²	4	Ⅱ-01	三日月小学校
東分川	三日月町	織島	1.00km	0.36 km ²	1	Ⅱ-02	三日月小学校
牛津川	牛津町	内砥川	0.68km	0.31 km ²	15	I-01	砥川小学校
牛津川	牛津町	内砥川	0.58km	0.27 km ²	9	I-02	砥川小学校
牛津川	牛津町	内砥川	0.21km	0.10 km ²	9	I-03	砥川小学校
牛津川	牛津町	空山	0.35km	0.12 km ²	3	I-04	砥川小学校

(別表 7) 急傾斜崩壊危険箇所一覧表 (I)

番号	地区名	位置		保全対策		危険区域の 指定又は 予定	避難場所	施工状況	実施 年度
		大字	字	住宅 戸数	公共施設				
1	清水	松尾	清水	20	県道 250m 市道 80m、 河川 100m 橋梁 1	平成 3 年 3 月 30 日	岩松小学校	法面保護 擁壁 ストーンガード	S60 ～
2	原田	松尾	原田	11	県道 320m 市道 80m、 河川 165m 橋梁 1		岩松小学校	擁壁	S61 ～
3	北浦	松尾	北浦	7			岩松小学校		
4	吉田	松尾	吉田	46	市道 546m 河川 145m その他道路 85m	昭和 58 年 6 月 3 日	岩松小学校	擁壁 ストーンガード	S59 ～H6
5	江里山 1	岩蔵	江里山	10	市道 20m その他道路 125m	平成 11 年 11 月 5 日	岩松小学校	擁壁 ブロック積み ストーンガード	H3～
6	江里山 2	岩蔵	江里山	9	市道 180m		岩松小学校	ブロック積み	H5～
7	石体	岩蔵	石体	5	市道 110m その他道路 100m		岩松小学校		
8	大塚	岩蔵	大塚	5	市道 95m		岩松小学校		
9	馬場	岩蔵	馬場	9	県道 35m、市道 200m		岩松支館		H3～
10	松尾 1	松尾	松尾		その他道路 200m 特別養護老人施設 1		岩松支館	擁壁	H3～
11	松尾 2	松尾	松尾	11	市道 100m その他道路 200m		岩松支館		
12	川内	畑田	川内	6	市道 100m 河川 120m、橋梁 1		晴田小学校		
13	本山	晴気	本山	5	市道 200m 河川 80m、橋梁 1		晴田小学校		
14	中村	晴気	中村	10	市道 120m その他道路 50m	平成 3 年 3 月 30 日	晴田小学校	擁壁 ストーンガード	H2～
15	川原	晴気	晴気	9	市道 50m、河川 50m		晴田小学校		
16	中善寺	晴気	中善寺	8	市道 145m		晴田小学校	擁壁 ブロック積 み	S60 ～
17	円光寺	晴気	円光寺	6	市道 120m		晴田支館		
18	西晴気	晴気	西晴気	5	市道 220m		晴田支館		
19	米の隈	栗原	栗原	16	市道 220m		晴田支館	ブロック積み (鉾害復旧)	
20	小隈	栗原	小隈	7	市道 180m		三里支館		
21	坂井	栗原	坂井	11	市道 170m	平成 11 年 1 月 20 日	三里支館	擁壁 ストーンガード	H10 ～
22	上右原 西	池上	上右原	6	県道 200m		三里小学校	擁壁 ストーンガード	
23	上右原	池上	上右原	27	県道 510m 市道 270m	昭和 61 年 11 月 17 日 昭和 63 年 3 月 31 日	三里小学校	擁壁 ストーンガード	S60 ～H7
24	下右原 北	池上	下右原	48	県道 1,048m 市道 450m	昭和 59 年 10 月 31 日 平成 2 年 3 月 31 日	三里小学校	擁壁 ストーンガード	S61 ～H3
25	山崎東	池上	山崎	7	県道 50m 市道 90m		三里小学校	擁壁 ストーンガード	S60 ～
26	山崎西	池上	池上	9	県道 300m 市道 70m		三里小学校	ブロック積み	H1～ H7
27	門前	池上	門前	5	市道 80m	平成 2 年 3 月 31 日	三里小学校	ブロック積み	H1～
28	下久須	池上	下久須	6	市道 180m		三里小学校		

番号	地区名	位置		保全対策		危険区域の 指定又は 予定	避難場所	施工状況	実施 年度
		大字	字	住宅 戸数	公共施設				
29	牛尾	池上	牛尾	27	市道 460m	昭和 49 年 4 月 5 日	三里支館	擁壁工+落石防護 柵	S48 ～ S52
30	一本松	晴気	一本松	19	県道 30m 市道 140m	平成 3 年 3 月 30 日	晴田支館	擁壁 ストーンガード	H3～
31	西分 1	織島	西分	5	その他道路 65m		西分公民館	擁壁工	
32	西分 2	織島	西分	1	公共施設 1		西分公民館	法面保護	S57
33	西分 3	織島	西分	0	公共施設 1		西分公民館	擁壁工	
34	谷	上砥 川	谷	10	公共的建物 2 市道 437m	昭和 59 年 10 月 31 日	砥川小学校	擁壁工	S59 ～60
35	谷 1	上砥 川	谷	7	公共的建物 1 市道 150m		砥川小学校	擁壁工	
36	谷 2	上砥 川	谷	6	市道 70m		砥川小学校	擁壁工	H10
37	谷東	上砥 川	大谷	6		平成 2 年 3 月 31 日	砥川小学校	擁壁工	H2
38	松本 1	岩蔵	松本	9	市道 150m		岩松支館	擁壁	
39	川原 2	晴気	川原	5	その他道路 40m		晴田小学校	擁壁工	
40	江里山 3	岩蔵	江里山	8	市道 45m	平成 23 年 5 月 2 日	岩松小学校	擁壁工	

(別表 8) 水防倉庫資材一覧表

名称 所在地		小城水防倉庫 小城町畑田	出分水防倉庫 小城町出分	下久須水防倉庫 小城町下久須	上右原水防倉庫 小城町上右原
資材	規格				
松杭	4.0m				
	3.0m				
	1.5m			100	
	1.0m				
角材	2.0m				
	1.0m			130	
鉄杭	1.2m			40	
縄				1	廃
ロープ				2	
トラロープ		3		4	
鉄線				4	
ビニールシート		3		5	
土のう袋		1200	470	2,000	
水土のう					止
一輪車		1			
たこ				1	
掛矢		4		7	
ツルハシ					
スコップ		10		23	
ボンゴシ		2		5	
石頭ハンマー				6	
ノコ		5		8	
ナタ		3		1	
斧		2		2	
鎌		17		7	
クリッパー				2	
梯子					
ボート		3		2	
発電機					
投光機		5		10	
コードリール					
ライフジャケット					
備蓄土嚢		910	450	500	
真砂土					
シノ		2			
そうけ				2	

(別表 8) 水防倉庫資材一覧表

名称 所在地		本部水防倉庫 小城市庁舎	芦田水防倉庫 三日月町芦田	牛津水防倉庫 牛津町柿樋瀬
資材	規格			
松杭	4.0m		40	
	3.0m		7 (2m)	
	1.5m			100
角材	1.0m			
	2.0m			
	1.0m			
鉄杭	1.2m		40	37
	縄			5
ロープ			3	
トラロープ		2		
鉄線				1
ビニールシート		70	14	13
土のう袋		4,000	1,368	900
水土のう		40		40
一輪車			4	2
たこ				1
掛矢		2	8	14
ツルハシ		4		6
スコップ		33	10	34
ボンゴシ		3	2	2
石頭ハンマー		4		3
ノコ		9	4	3
ナタ				8
斧		19		
鎌		26	5	16
クリッパー		6		3
梯子				
ボート		1		2
発電機		3		
投光機		9	5	10
コードリール		6		
ライフジャケット		72		
備蓄土嚢		0	1,180	715
真砂土				
かき板		5		
シノ		3	2	3
そうけ				4

(別表 8) 水防倉庫資材一覧表

名称 所在地		砥川水防倉庫 牛津町砥川	芦刈水防倉庫 芦刈町三王崎	備考
資材	規格			
松杭	4.0m		150	
	3.0m		200 (2m)	
	1.5m	120	210	
角材	1.0m		145	
	2.0m		120	
	1.0m		380	
鉄杭	1.2m	80	140	
縄		26	4	
ロープ				
トラロープ		3	5	
鉄線		8	4	
ビニールシート		4	14	
土のう袋		1,000	1,400	
水土のう				
一輪車			1	
たこ		3	6	
掛矢		6	5	
ツルハシ		1	5	
スコップ		17	15	
ボンゴシ		6	1	
石頭ハンマー		5	1	
ノコ		3	4	
ナタ		8	1	
斧				
鎌		10	15	
クリッパー			2	
梯子				
ボート		1	2	
発電機				
投光機		5	5	
コードリール				
ライフジャケット				
備蓄土嚢			747	
真砂土				
シノ			2	
そうけ			8	

(別表 9) 水閘門設置箇所一覧

関係 土木 事務 所名	河川名	名称	位置		形状寸法	所有者	管理受託者	操作方法	全開に要する時間
			市町村	大字					
佐賀	福所江	福所江水門	小城市 佐賀市	芦刈町 久保田町	17.91×4.5 鋼製ローラーゲート 2連	佐賀県	小城市	電動	15分
佐賀	福所江	梨の木川分流 水門	小城市	三日月町 樋口	2.0×1.75 2門 鋼製ローラーゲート	佐賀県		手動	
佐賀	芦新川	石井水門	小城市	芦刈町	4.2×2.75 鋼製フラップ及び ローラーゲート1門	佐賀県	小城市	発電機	10分
佐賀	牛津江	牛津江水門	小城市	牛津町	6.5×10.0 鉄製2段式ロー ラーゲート3連	国土交通 省	小城市	電動	15分
佐賀	山崎川	山崎水門	小城市	小城町	3.216×12.5 1門	国土交通 省	小城市	電動	15分
佐賀	牛津江	円長寺水門	小城市	牛津町	13.0×3.06 2 門 鋼製フラップ及び スライダゲート	小城市		電動	20分
佐賀	牛津江	勝大井樋水門	小城市	牛津町	13.0×3.06 2 門 鋼製フラップ及び スライダゲート	小城市		電動	20分

海岸樋管設置箇所一覧表

関係 土木 事務 所名	河川名	名称	位置		形状寸法	所有者	管理受託者	操作方法	管理状況
			市町村	大字					
佐賀	芦刈海岸 (福所江)	杜搦排水樋管	小城市	芦刈町	1.50×2.25 1門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省 佐賀県	小城市	電動	良
佐賀	芦刈海岸 (六角川)	南里搦排水樋管	小城市	芦刈町	3.20×2.40 1門 (樋管本体) ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省 佐賀県	小城市	電動	良
佐賀	芦刈海岸 (六角川)	宝永搦排水樋管	小城市	芦刈町	2.75×1.7 2門 ステンレス鋼製ローラーゲート	国土交通省 佐賀県	小城市	電動	良

堰堤設置箇所一覧表

水系名	河川名	堰堤の名称	位置		構造	管理者	操作 責任者	電話番号	操作 方法
			市町村	大字					
六角川	六角川	六角川河川堰	白石町	福富	鋼製ローラーゲート	国土交通省	武雄河川 事務所	0954-23- 7934 (管理課)	電動

(別表 10) 排水ポンプ設置個所一覧

名称	排水先・河川名	内水河川名	位置	所有者	形式・口径・動力 台数・出力	総排水能力 (m^3/h)
三日月	嘉瀬川	公有水面	三日月町 金田	農林水産省 (三日月土地改良区)	横軸斜流 1,000m/m ディゼル 2 台 200PS	18,000
三日月東部	祇園川	公有水面	三日月町 堀江	小城市 (三日月土地改良区)	立軸斜流 $\Phi 700\text{mm}$ 電動 3 台 90Kw	12,600
弁財	六角川	牛津川	芦刈町 永田	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流一床式 $\Phi 500\text{mm}$ $\Phi 350\text{mm}/\text{m}$ 電動 1 台 30Kw 電動 1 台 11Kw	2,520
一本松	牛津川	戸崎川	芦刈町 三王崎	国土交通省 武雄河川事務所	立軸軸流一床式 $\Phi 500\text{mm}$ $\Phi 300\text{mm}$ ディゼル 2 台 48.5PS 電動 2 台 15Kw	5,400
三条	牛津川	三条川	芦刈町 三王崎	国土交通省 武雄河川事務所	立軸斜流一床式 $\Phi 600\text{mm}$ ディゼル 2 台 45Kw	6,120
牛津江	牛津川	牛津江川	牛津町 新町	国土交通省 武雄河川事務所	横軸軸流 $\Phi 2,000\text{mm}$ 、 縦軸軸流 $\Phi 3,000\text{mm}$ ディゼル 3 台 (463kw $\times$ 2 台 + 470kw $\times$ 1 台) ガスタービン 1 台 1,279kw	180,000
山崎	牛津川	山崎川	小城町	国土交通省 武雄河川事務所	立軸斜流一床式 $\Phi 1,000\text{mm}$ ディゼル 2 台 117Kw	14,400
牛津駅西	牛津川	牛津江川	牛津町 新町	佐賀県 (河川)	水中ポンプ 400m/m 電動 1 台 22Kw	1,080
牛津駅前	牛津川	牛津江川	牛津町 勝	佐賀県 (河川)	水中斜流 400m/m 電動 3 台 22Kw	3,240
芦刈第一	六角川	公有水面	芦刈町 永田	農林水産省	横軸斜流 1,500mm ディゼル 2 台 175Kw	32,400
芦刈第二	牛津川	公有水面	芦刈町 永田	農林水産省	横軸斜流 1,200mm ディゼル 2 台 130PS 2.5 $\text{m}^3/\text{秒}$	18,000
三王崎	牛津川	三条川	芦刈町 三王崎	小城市	横軸斜流 900m/m1,500m ディゼル 2 台 150HP1 台 370HP	27,720
川越	牛津川	公有水面	芦刈町 浜枝川	小城市	横軸 1,000m/m ディゼル 2 台 900HP	14,400
戸崎	牛津川	戸崎川	芦刈町 三王崎	小城市	横軸 700m/m ディゼル 2 台 100HP	7,200
前満江第二	牛津川	公有水面	牛津町 勝	佐賀中部農林事務所	コラム式立軸斜流水中 $\Phi 700\text{mm}$ 電動 2 台 105Kw	10,800
友田	牛津川	公有水面	牛津町 柿樋瀬	小城市	横軸 900m/m ディゼル 3 台 2 台 105HP	10,800
前満江	牛津川	公有水面	牛津町 前満江	小城市	横軸軸流 900m/m 600m/m1,500m/m ディゼル 1 台 120HP1 台 60HP 1 台 380HP	25,200
上坪	牛津川	公有水面	牛津町 上砥川	小城市	横軸軸流 1,000m/m 700m/m ディゼル 3 台 2 台 230PS1 台 140PS	18,000
満神	牛津川	公有水面	牛津町 上砥川	小城市	横軸斜流 1,200m/m 立軸斜流 700m/m ディゼル 2 台 300HP 電動 2 台 75KW	27,000
橋内	牛津川	公有水面	小城町 池上	小城市	水中斜流 800m/m 電動 2 台 75Kw	10,080
社搦	有明海	公有水面	芦刈町 下古賀	佐賀県 (海岸)	立軸 700m/m ディゼル 2 台 95PS	7,200
福所江第二	福所江	福所江	芦刈町 下古賀	佐賀県 (河川)	立軸斜流 1 台 1,500m/m ディゼル 455PS2 台 1,000m/m ディゼル 240PS	36,000
新村	福所江	公有水面	芦刈町 下古賀	小城市	横軸軸流 1,000m/m ディゼル 2 台 180HP	18,000
友田	牛津川	公有水面	牛津町 牛津	農林水産省	横軸斜流 1200m/m ディゼル 2 台 150PS 2.5 m^3/s	18,000

(別表 11) 水防協力団体指定要領

小城市水防協力団体指定要領

1 趣旨

小城市では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2 水防協力団体の要件（法第 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のう袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等

4 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、小城市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（小城市市長）（小城市総務部防災対策課）に「小城市水防協力団体申請書」（別表 13）に「水防協力団体活動業務計画書」（別表 14）及び「水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。
（任意様式）

5 水防協力団体の指定（法第36条第2項・第4項関係）

- (1) 水防管理者（小城市長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し「小城市水防協力団体認定書」（別表15）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、 年 月 日から施行する。

(別表 12) 水防協力団体指定申請書様式

小城市水防協力団体指定申請書		
年 月 日		
小城市水防管理者		
小城市長	様	
	住 所	
	(事務所所在地)	
	団 体 の 名 称	
	代 表 者 氏 名	
水防法第 3 6 条第 1 項及び小城市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、小城市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動事業計画書」(別表 14) を添えて申請します。		

(別表 13) 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の小城市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3-（1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3-（2）関係）
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3-（3）関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3-（4）関係）

- 1 市が作成する洪水ハザードマップの配付

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3-（5）関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防知識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3-（6）関係）

- 1 水防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

(別表 14)

小城市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
(事 務 所 所 在 地)
団 体 の 名 称
代 表 者

様

小城市水防管理者
小城市長

水防法第 3 6 条第 1 項及び小城市水防協力団体指定要領第 4 項の規定に基づき、貴団体を小城市水防協力団体に指定します。

(別表 15) 水防協力団体との水防協働活動実施要領

小城市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1 趣旨

小城市における水防活動は、小城市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び小城市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3 活動報告の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（別表 17）を提出させることができる。

4 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、小城市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(別表 16) 水防協力団体協力活動報告書様式

小城市水防協力団体協力活動報告書		
年 月 日		
小城市水防管理者		
小城市長	様	
住 所 (事 務 所 所 在 地) 団 体 の 名 称 代 表 者		
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、小城市水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。		

(別紙 17)

水防協力団体協力活動報告書

水防協力団体名：

(年 月 日)

出水の概要	氾濫注意水位（警報水位） 川 雨 量								
水防 実施箇所	左 岸 地先 川 右 m								
日時	自 月 日 時 分～至 月 日 時 分								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業 の概況 及び工法	箇所 工法 m								
水防 の結果	効果 被害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用 資 器 材	土のう					居住者の 出動状況			
	シート類								
	縄・ロープ								
	杭・丸田・鉄杭					水防関係 者の死傷			
	その他								
水防活動に関する反省点									
備考									

小城市水防計画

参 考 資 料

排水機場非常連絡先一覧
雨量観測所一覧
水位観測所一覧
水防作業及び水防工法
水防団水防巡視区域図
社団法人 小城建業協会
河川巡視一覧表
道路巡視一覧表
災害時における応急対策に関する協定書
潮汐表（住ノ江港）

排水機場非常連絡先一覧表

名称	電話番号	排水先河川名	位置
山崎排水機場	72-4465	牛津川	小城町山崎
橋内排水機場	72-1264	牛津川	小城町小島
三日月東部排水機場	73-4064	祇園川	三日月町堀江
三日月排水機場	73-1090	嘉瀬川	三日月町金田
牛津江排水機場	66-1393	牛津川	牛津町新町
牛津駅西排水ポンプ	政工務店	牛津川	牛津町新町
牛津駅前排水ポンプ		牛津川	牛津町江津
農地防災友田排水機場	66-4411	牛津川	牛津町牛津
友田排水機場	66-1674	牛津川	牛津町牛津
前満江排水機場	66-4657	牛津川	牛津町勝
上坪排水機場	66-2991	牛津川	牛津町上砥川
満神排水機場	66-4965	牛津川	牛津町上砥川
柿江仮設ポンプ		牛津江川	牛津町柿樋瀬
弁財排水機場	66-2084	牛津川	芦刈町永田
芦刈第一排水機場	66-1810	六角川	芦刈町永田
一本松排水機場	66-4128	牛津川	芦刈町三王崎
三王崎排水機場	66-4831	牛津川	芦刈町三王崎
三条排水機場	66-4129	牛津川	芦刈町三王崎
川越排水機場	66-4833	牛津川	芦刈町浜枝川
戸崎排水機場	66-4830	牛津川	芦刈町永田
芦刈第二排水機場	66-2048	牛津川	芦刈町永田
社搦排水機場	66-5413	福所江	芦刈町下古賀
福所江第二排水機場	66-4834	福所江	芦刈町下古賀
新村排水機場	66-1515	福所江	芦刈町下古賀
前満江第2排水機場	66-5050	牛津川	牛津町勝

排水機場業者緊急連絡先

㈱西島製作所	満神、前満江、友田、川越、三王崎、戸崎 以上 6 施設		
通常営業時（土、日、祝日を除く）	0952-24-1266		
緊急時	技術課 課長	坂口 誠志	080-6223-6978
緊急時	工事課 課長	岡 是修	080-6223-6837

㈱荏原製作所

通常営業時（土、日、祝日を除く）	092-415-8311
蔵田工業㈱通常営業時（土、日、祝日を除く）	092-531-4734

国土交通省 武雄河川事務所（管理）管理課 0954-23-7934
代表 0954-23-5151

牛津出張所 66-0315

排水機場	山崎、牛津江、三条、一本松、弁財、以上 5 施設					
水門及び樋管	牛尾堀切	牛尾搦	牛尾	右原	下右原	上右原
	山崎水門	満神	上坪	芝浦	牛津江水門	新町
	友田	前満江	袋	一本松	楠	三条
	川越	弁財	虎坊	芦刈	以上 2 2 施設	

国土交通省 佐賀河川事務所（管理）代表 0952-41-8801
嘉瀬川出張所 68-2362

樋管	島溝、堀江 以上 2 施設
----	---------------

佐賀土木事務所 河川課 (平常時) 24-4352
(水防体制時) 24-2111

排水機場	福所江第二、社搦、以上 2 施設
水門、樋管	宝永搦、社搦、南里搦、石井、福所江水門、以上 5 施設

雨量観測所一覧

観測所名	水系名 (河川)	所在地	電話	管理者	自記・普通の別
祇園	嘉瀬川 (祇園川)	小城市小城町 岩蔵 77 地先	-	佐賀河川 事務所	自テ
小城	六角川 (晴気川)	小城市小城町畑田	-	武雄河川 事務所	自テ
牛津	六角川 (牛津川)	小城市牛津町上砥川 武雄河川事務所牛津出張所	(66)0315	武雄河川 事務所	自記
果樹試験場	六角川 (晴気川)	小城市小城町寺浦 県果樹試験場	(73)2275	果樹試験場	自記
佐賀地方气象台	嘉瀬川	佐賀市駅前 中央 3-3-20 佐賀地方气象台	(32)7027	佐賀地方 气象台	自記普通
小城市役所	嘉瀬川	小城市三日月町 長神田 2312-2	(37)6120	小城市	自記
佐賀広域消防局 小城消防署	六角川	小城市牛津町乙柳 894-1 小城消防署	(66)1541	消防署	自記
石体	嘉瀬川 (石体川)	小城市小城町岩蔵 6113-27		県	水防テレメータ
牛津江	六角川 (牛津江)	小城市牛津町柿樋瀬 1133-2		県	水防テレメータ
小城	六角川 (牛津江)	小城市小城町 轡ヶ里 6413-27		県	水防テレメータ
三岳寺橋	六角川 (晴気川)	小城市小城町 池上字須籠 3244		県	水防テレメータ

水位観測所一覧表及び主要観測所一覧（国土交通省・佐賀県関係）

観測所名	河川名	管理者	位置	水防団 待機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	はん濫 危険水位 (危険水位)	自記・ 普通の別
住ノ江橋	六角川	武雄河川 事務所	小城市芦刈 町住ノ江 (住ノ江橋)	-	6.50 (高潮)	-	6.90 (高潮)	自記水防テ レメーター観測局
砥川大橋	六角川 (牛津川)	武雄河川 事務所	小城市牛津 町上砥川 (砥川大橋)	-	-	-	-	自記水防テ レメーター観測局
祇園	祇園川	佐賀河川 事務所	小城市 小城町岩蔵	-	-	-	-	自記水防テ レメーター観測局
深町	嘉瀬川	佐賀河川 事務所	小城市 三日月町 堀江深町 (堀江橋)	-	-	-	-	自記水防テ レメーター観測局
祇園	祇園川	佐賀土木 事務所	小城市 小城町松尾 (祇園)	1.20	1.50	2.30	2.57	自記水防テ レメーター観測局
境川橋	福所江	佐賀土木 事務所	小城市牛津 町柿樋瀬	TP 1.20	TP 1.50	TP 2.19	TP 2.53	水防テレメー ター観測局
牛津江	牛津江川	佐賀土木 事務所	小城市 牛津町	2.10	3.10	3.26	3.37	水防テレメー ター観測局
船田橋	晴気川	佐賀土木 事務所	小城市 小城町船田	1.20	1.40	1.70	1.90	水防テレメー ター

水防工法一覧表

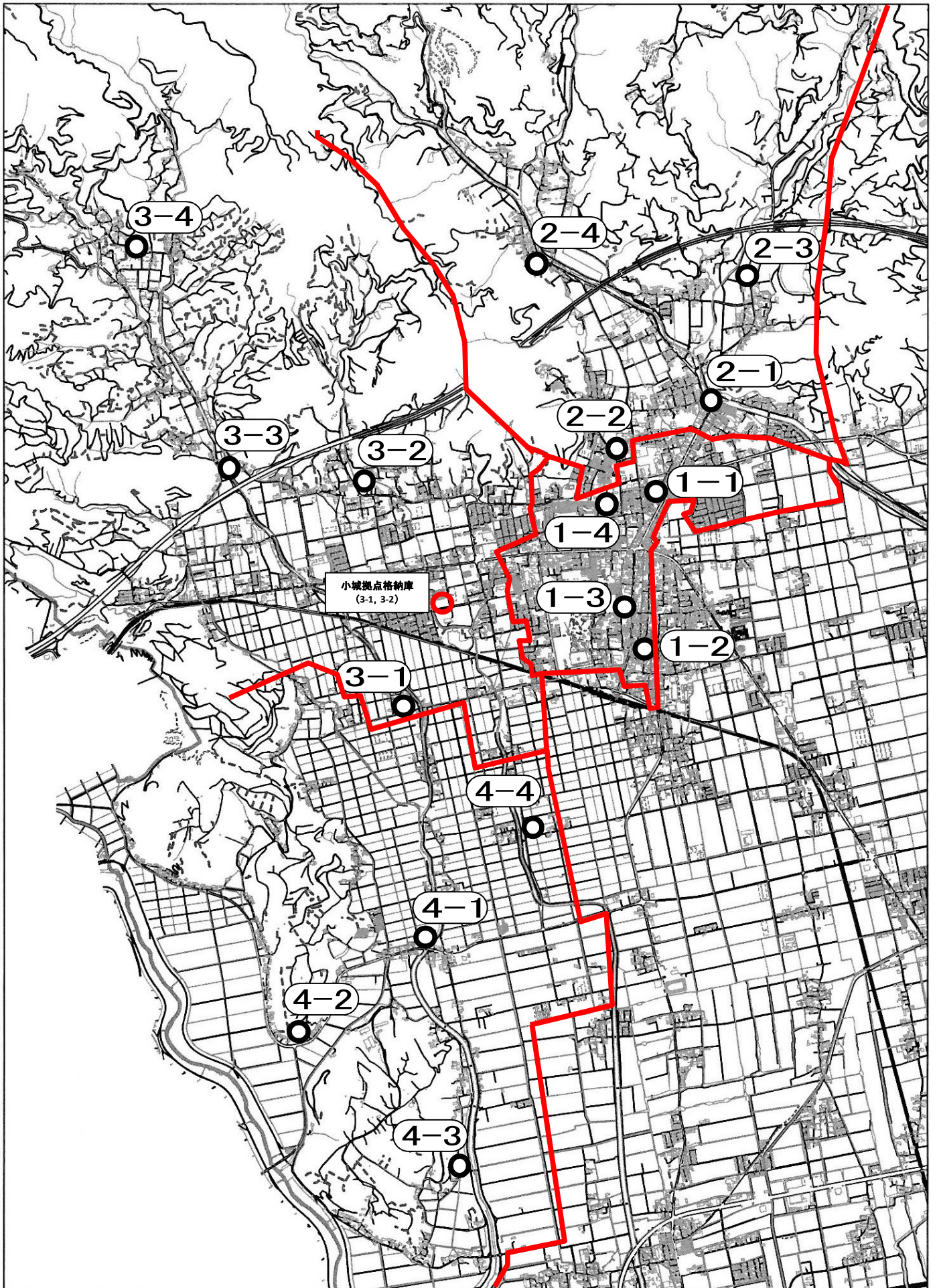
原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
水が溢れる (越水)		積土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のう入手困難)	鋼製支柱
		蛇かご積み工	堤防上端(天端)に土の代わりに蛇かごを置く	急流河川	軽量鉄骨版
		水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	鉄線蛇かご、玉石防水シート
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	むしろ、半割竹土俵
漏水	居住側 (川裏)対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
		水マット式 釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	都市周辺河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太竹

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
漏水	川側（対策）	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅い所）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗堀）		むしろ張り 継ぎむしろ張り シート張り工 たたみ張り工	漏洩防止と同じ	芝付きの堤防で比較的暖流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうを付けて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）蛇かご立てて被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子型に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	暖流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、土俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸型堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的暖流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう

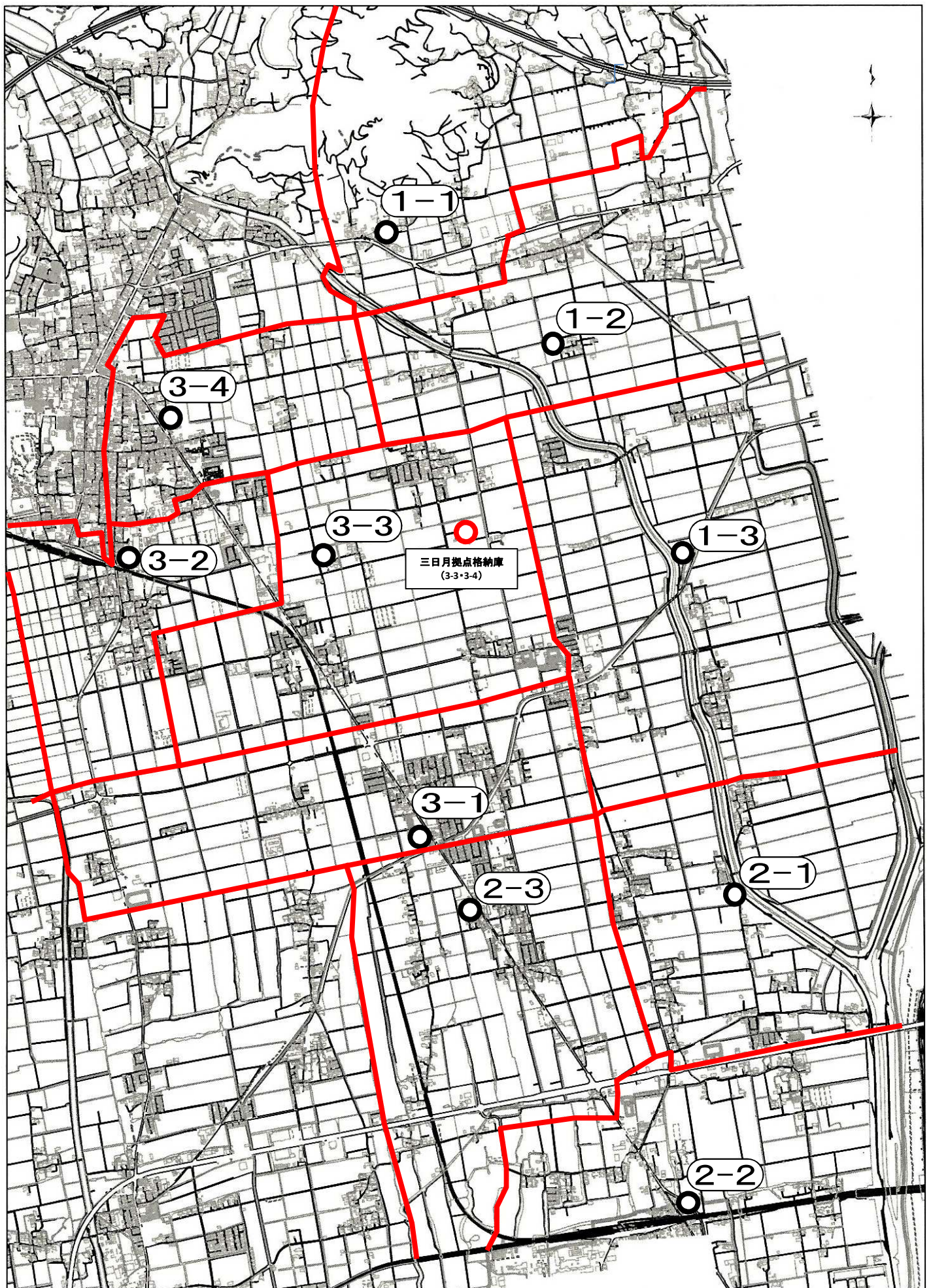
原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材
き 裂	上端 (天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をは さんで両肩付近に竹を さし折り曲げて連結す る	粘土質堤防	竹、土のう、なわロ ープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の変わ りにくいを用いて鉄線 につなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端) 、居住側堤 防斜面(裏のり)	控え取り工	き裂が上端(天端)かた 居住堤防斜面(裏のり) にかけて生じるもので 折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわロ ープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)かた 居住堤防斜面(裏のり) にかけて生じるもので 控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土 のう
		ネット張り亀裂防 止工	継ぎ縫い工のうち竹の 代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線土 のう
居住側堤防斜面(裏のり) 崩壊	き 裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり 面)のき裂を竹で縫い崩 壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ鉄 線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり 面)のき裂をはさんでく いを打ちロープで引き 寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土の う、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり 面)のき裂が浅いとき、 堤防斜面(のり面)が滑 らないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり 面)先付近にくいを打 ち込む	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり 面)にひし形状にくいを 打ち、竹または鉄線で縫 う	砂質堤防	くい、竹、鉄線土の う
	崩 壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり 面)に蛇かごを立て被覆 する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め 石、くい、そだ
		くい打ち積み土の う工	居住側堤防斜面(裏のり 面)にくいを打ち込み、 中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線土 のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり 面)に土のうを小口に積 上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土の う
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり 面)にくいを数列打ちこ れを連結して中詰めに 土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布 木、鉄線、土砂

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
(裏のり) 崩壊	居住側堤防斜面	崩壊	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
			築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他			下流物除去作業	橋の橋脚などに推積した流木等の除去	一般堤防	長尺竹、とび口
			水防対策車	現地対策本部の設置	一般堤防	指揮車、無線車

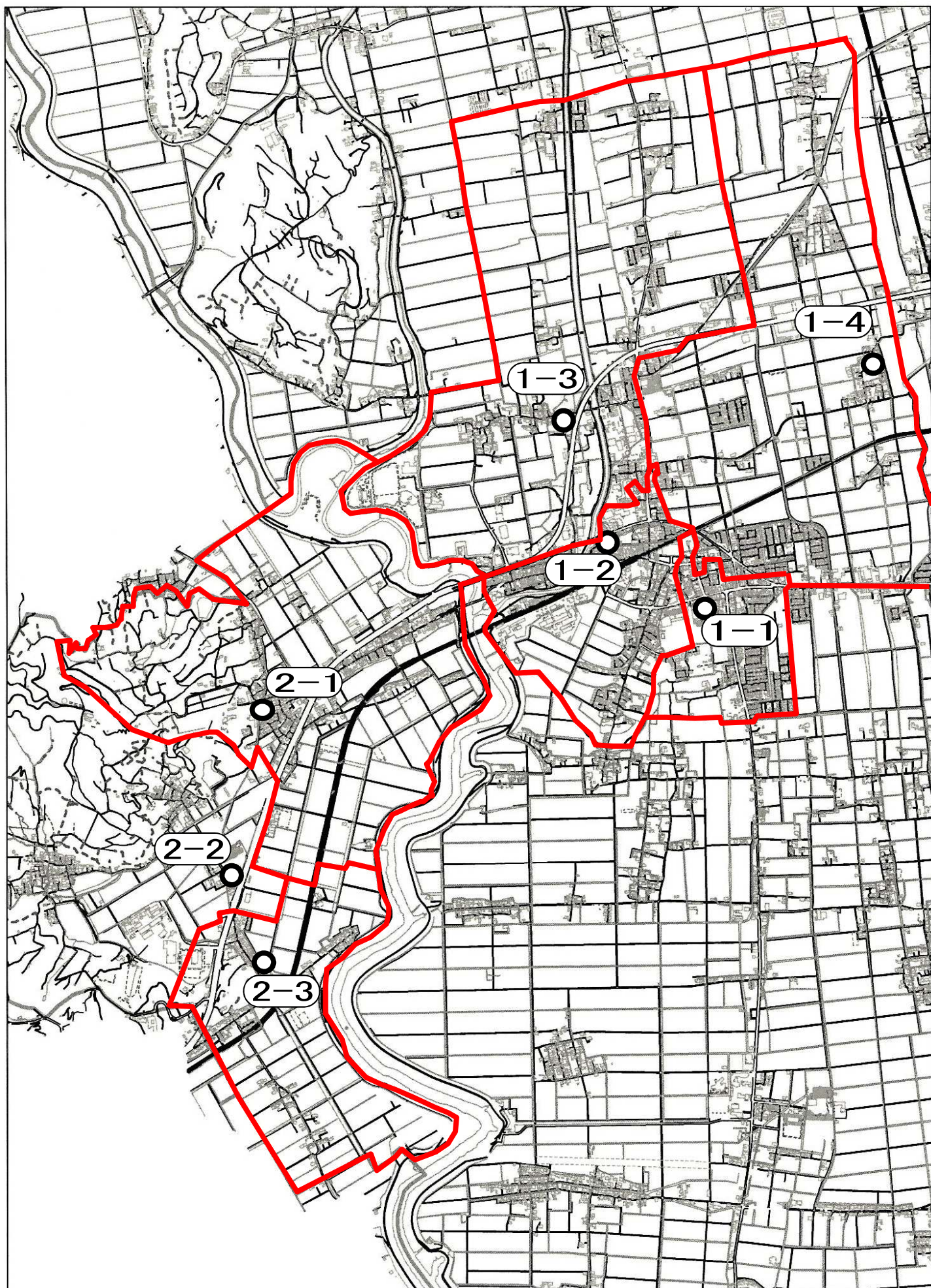
小城市水防団 小城分団 水防巡視区域図



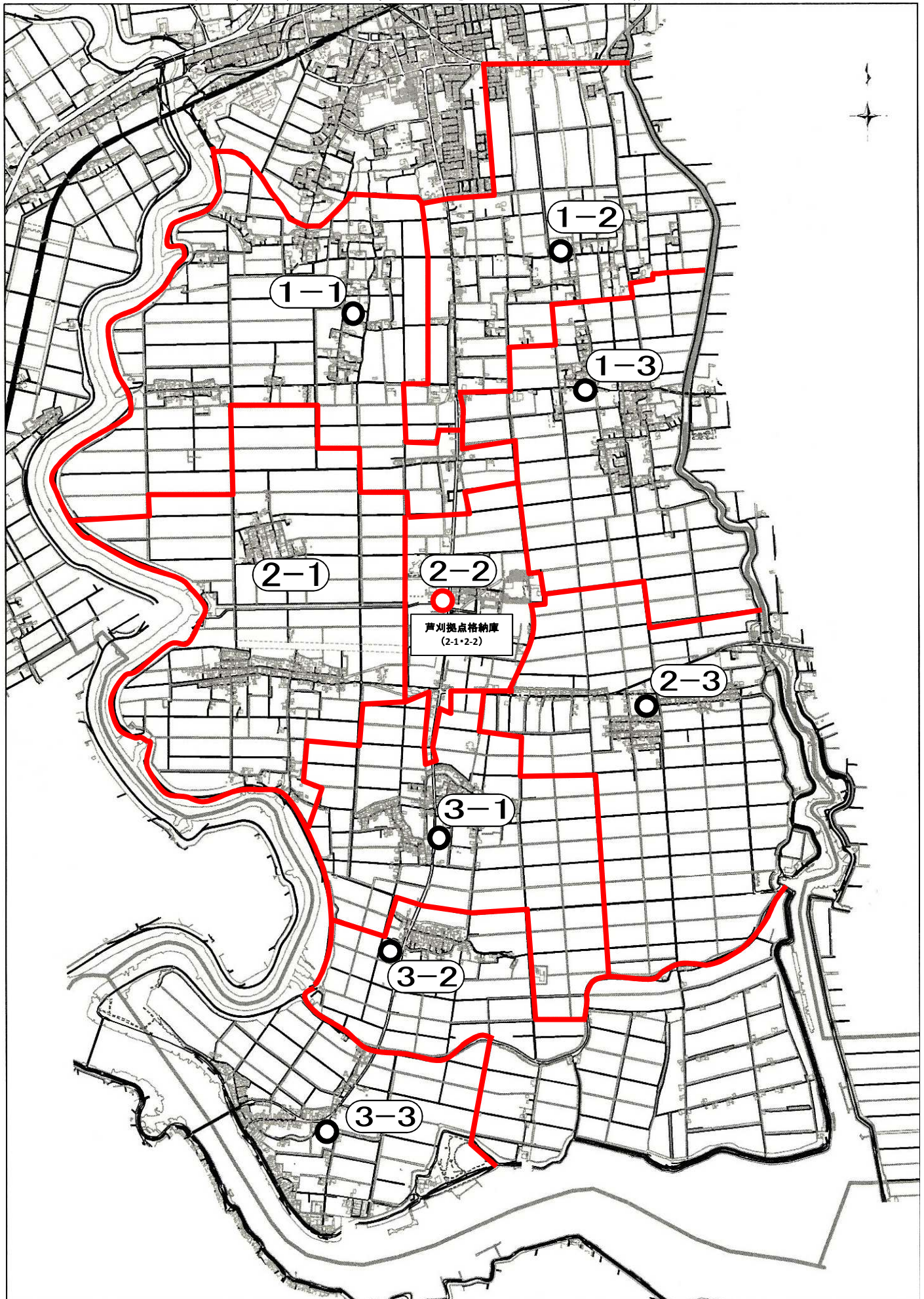
小城市水防団 三日月分団 水防巡視区域図



小城市水防団 牛津分団 水防巡視区域図



小城市水防団 芦刈分団 水防巡視区域図



河 川 巡 視 一 覧 表

一般社団法人 小城建設業協会

小城市内河川巡視一覧表

河川名	担当区間	調査業者名	電話番号
晴気川	晴田橋上流	(株)下村建設	73-3125
川原川			
本山川	全区間	(株)豊城建設	72-6675
清水川	全区間	(株)中島工務店	73-3145
江里山川	江里山川～祇園橋	腹巻建設(株)	71-1005
祇園川			
石体川	石体川～松本橋	(有)リョクケン	73-9149
祇園川			
祇園川	袴田橋下流	(株)大義建設	73-4545
	祇園川橋～袴田橋下流	水田建設(株)	73-4477
西平川	西平川橋上流	(株)エグチ・ビルド	72-5161
	西平川橋下流	(株)嶋本建設	73-4318
福所江川	五条高架橋上流	(株)巖大建業	72-7488
牛津江川	新川橋～下流	(株)政工務店	66-3131
	新川橋～上流	(株)ナカムラ	66-6650
晴気川	高島自転車店～牛津川交点	(株)久保建設	73-3788
	晴田橋～高島自転車店	(株)田中丸設備	73-3293
寺浦川	全区間	(株)永田建設	72-5591
福所江川	境川橋下流～桂秀院橋	西岡建設(株)	66-2938
	五条高架橋下流～境川橋	(有)古川建設	66-1255
戸崎川	全区間	(株)城南建設	66-5577
三条川	全区間	(株)中部ガス	66-0818
福所江川	福所江橋下流	岡本建設(株)	66-1155
	福所江橋下流内堤防		
	桂秀院橋下流～福所江橋	南里土木(株)	66-3814

道 路 巡 視 一 覽 表

一般社団法人 小城建設業協会

小城市内河川巡視一覧表

路線名	担当区名	調査業者名	電話番号
天山公園線	晴田橋から 天山神社まで	(株)下村建設	73-3125
	天山神社から 上宮駐車場まで	(株)豊城建設	72-6675
小城富士線	祇園川橋(開泉閣)から 龍水園ホテルまで	(株)中村工務店	73-3145
	畑田交差点から 祇園川橋(開泉閣)まで	腹巻建設(株)	71-1005
杉山小城線	祇園川橋(開泉閣)から 天山酒造まで		
	天山酒造から 七曲峠まで	(有)リョクケン	73-9149
佐賀外環状線	佐賀市境から 小城町下町交差点まで	(株)大義建設	73-4545
小城富士線	龍水園ホテルから 小城市境界まで	水田建設(株)	73-4477
松尾佐賀 停車場線	佐賀市境から 終点まで		
川上牛津線	久留米交差点から 三日月中学校西交差点まで	(株)エグチ・ビルド	72-5161
	三日月中学校西交差点から 石木交差点まで	(株)嶋本建設	73-4318
小城牛津線	小城町下町交差点から 甘木踏切まで	(株)巖大建業	72-7488
小城牛津線	石木交差点から 終点まで	(株)政工務店	66-3131
国道 207 号線	小城市内区間	(株)ナカムラ	66-6650
多久牛津線	多久市境から農協 三里支所前交差点まで	(株)久保建設	73-3788
	農協三里支所前交差点から 石木交差点まで	(株)永田建設	72-5591
小城牛津線	甘木踏切から 石木交差点まで	(株)田中丸設備	73-3293
牛津停車場線	江津交差点から 牛津町砥川	西岡建設(株)	66-2938
別府牛津 停車場線	新宿東交差点まで		
川上牛津線	多久市境界から 国道 34 号交点まで	(株)古川建設	66-1255
	牛津町柿樋瀬交差点から 本町交差点まで		
江北芦刈線	江北町境から 三王崎北交差点まで	(株)城南建設	66-5577
牛津芦刈線	三王崎交差点から 国道 207 号交差点まで	(株)中部ガス	66-0818
国道 444 号線	福所江橋西交差点から 住之江橋まで	岡本建設(株)	66-1155
	福所江橋西交差点から 三王崎交差点まで		
	有明海沿岸道路本線佐賀市境か ら南芦刈 IC まで	南里土木(株)	66-3814

災害時における応急対策に関する協定書

災害時における応急対策に関する協定書

佐賀県小城市（以下「甲」という。）と一般社団法人小城建設業協会（以下「乙」という。）とは、小城市内で発生する災害に対応するため災害時における応急対策に関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、風水害、地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（対象となる公共土木施設等）

第2条 この協定において、公共土木施設等とは、次のとおりとする。

- （1） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に定める公共土木施設のうち甲の管理する施設
- （2） 甲が管理する建物施設

（対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、同法第42条の規定により作成された小城市地域防災計画に定める小城市災害対策本部が設置された場合
- （2） 小城市地域防災計画に定める小城市災害対策連絡室が設置された場合などで、甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第4条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1） 公共土木施設等の被害情報の収集及び甲に対する報告
- （2） 公共土木施設等からの障害物の除去及び応急の復旧
- （3） その他、甲が必要と認める業務

（協力要請）

第5条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して文書により協力を要請することができる。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書で要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の協力するものとする。

(協力体制の整備)

第6条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、乙の協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。また、乙の協力体制の変更があった場合は、その変更内容を速やかに甲に報告するものとする。

2 第4条に規定する応急対策業務について、甲から乙に協力要請があったときは、乙は、直ちに応急対策業務を実施することが可能な者を甲に報告するものとする。

3 第4条(2)及び(3)に規定する応急対策業務を実施する者の選定は、年間契約等で別に特定の建設業者と契約を締結している業務の内容や応急対策業務の内容も勘案のうえ、甲が選定するものとする。

(被害情報の連絡)

第7条 第4条(1)に規定する応急対策業務を実施した者は、公共土木施設等の被害情報の収集において、被害状況等を甲に報告するものとする。

(業務の報告)

第8条 甲からの指示に基づき、第4条(2)及び(3)に規定する応急対策業務を実施した者は、応急対策業務の内容等について、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担及び契約)

第9条 第4条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については、甲が負担するものとし、(1)については、甲は負担しないものとする。

2 甲は、第4条(2)及び(3)に規定する応急対策業務を実施した者と、第8条の資料を元に速やかに契約を締結するものとする。

3 甲は、災害復旧工事が必要な場合で、第4条(2)及び(3)に規定する応急対策業務が必要ない場合、又は、応急対策業務では対応できない場合は、所定の契約手続きにより災害復旧工事を行うものとする。

(協力の効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協力の運用)

第11条 この協定の運用については、別紙「災害時における応急対策に関する協定書の運用」により行なうものとする。

(市管理施設の被害情報の報告)

第12条 市が管理する公共土木施設や建物施設について、乙から甲に被害情報の報告があった場合は、甲は当該施設を管理する市の機関に被害情報を伝達するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めない事項又はこの協定に関して疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

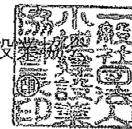
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 小城市長
江里口 秀次



乙 一般社団法人小城建設
会長 諸富 公昭



令和 7 年 潮汐表

(住ノ江港)

1月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	水	10:48	2.03	22:24	1.94	12	2
2	木	11:24	2.09	23:04	1.97	12	3
3	金	11:58	2.08	23:44	1.91	12	4
4	土			12:31	2.00	12	5
5	日	0:25	1.76	13:05	1.86	12	6
6	月	1:11	1.55	13:43	1.67	12	7
7	火	2:07	1.29	14:28	1.46	12	8
8	水	3:18	1.07	15:27	1.25	12	9
9	木	4:47	0.99	16:43	1.13	12	10
10	金	6:19	1.14	18:05	1.16	12	11
11	土	7:37	1.41	19:17	1.31	12	12
12	日	8:41	1.68	20:18	1.51	12	13
13	月	9:34	1.91	21:11	1.70	12	14
14	火	10:19	2.05	21:56	1.84	12	15
15	水	10:56	2.11	22:35	1.90	12	16
16	木	11:27	2.09	23:09	1.87	12	17
17	金	11:52	2.00	23:39	1.78	12	18
18	土			12:13	1.90	12	19
19	日	0:07	1.61	12:34	1.76	12	20
20	月	0:36	1.39	12:57	1.57	12	21
21	火	1:11	1.10	13:25	1.33	12	22
22	水	1:57	0.79	14:03	1.05	12	23
23	木	3:07	0.54	15:02	0.78	12	24
24	金	4:56	0.49	16:32	0.67	12	25
25	土	6:36	0.72	18:00	0.78	12	26
26	日	7:40	1.05	19:06	1.06	12	27
27	月	8:31	1.38	20:01	1.38	12	28
28	火	9:15	1.68	20:50	1.69	12	29
29	水	9:57	1.96	21:37	1.97	1	1
30	木	10:35	2.18	22:21	2.17	1	2
31	金	11:10	2.32	23:02	2.27	1	3

1月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	水	4:07	-2.76	16:44	-1.58	小寒
2	木	4:46	-2.82	17:21	-1.66	
3	金	5:25	-2.79	17:57	-1.69	
4	土	6:02	-2.65	18:34	-1.69	
5	日	6:40	-2.40	19:15	-1.66	
6	月	7:22	-2.04	20:03	-1.62	
7	火	8:12	-1.61	21:04	-1.62	
8	水	9:17	-1.20	22:20	-1.70	
9	木	10:42	-0.90	23:39	-1.88	
10	金			12:16	-0.83	
11	土	0:51	-2.14	13:36	-0.97	○
12	日	1:55	-2.40	14:40	-1.18	
13	月	2:52	-2.62	15:32	-1.40	
14	火	3:42	-2.76	16:15	-1.57	
15	水	4:25	-2.81	16:52	-1.69	
16	木	5:00	-2.76	17:23	-1.74	
17	金	5:29	-2.62	17:49	-1.75	
18	土	5:54	-2.42	18:13	-1.73	
19	日	6:18	-2.15	18:37	-1.67	
20	月	6:43	-1.84	19:05	-1.57	
21	火	7:13	-1.45	19:44	-1.43	大寒
22	水	7:53	-1.04	20:39	-1.30	
23	木	8:59	-0.66	22:02	-1.25	
24	金	10:48	-0.46	23:29	-1.40	
25	土			12:27	-0.57	
26	日	0:38	-1.70	13:34	-0.83	
27	月	1:35	-2.04	14:26	-1.11	
28	火	2:27	-2.38	15:12	-1.41	
29	水	3:16	-2.68	15:54	-1.69	
30	木	4:00	-2.92	16:34	-1.93	
31	金	4:41	-3.04	17:11	-2.12	●旧正月

2月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	土	11:42	2.34	23:42	2.23	1	4
2	日			12:11	2.26	1	5
3	月	0:20	2.07	12:39	2.08	1	6
4	火	1:00	1.78	13:07	1.80	1	7
5	水	1:45	1.41	13:41	1.46	1	8
6	木	2:45	1.01	14:28	1.08	1	9
7	金	4:19	0.73	15:52	0.73	1	10
8	土	6:23	0.83	17:58	0.72	1	11
9	日	7:48	1.20	19:24	1.05	1	12
10	月	8:43	1.57	20:23	1.42	1	13
11	火	9:25	1.85	21:09	1.74	1	14
12	水	10:01	2.04	21:49	1.95	1	15
13	木	10:32	2.13	22:23	2.04	1	16
14	金	10:57	2.15	22:53	2.05	1	17
15	土	11:18	2.12	23:20	1.98	1	18
16	日	11:37	2.05	23:46	1.84	1	19
17	月	11:55	1.94			1	20
18	火	0:11	1.62	12:15	1.75	1	21
19	水	0:39	1.34	12:37	1.48	1	22
20	木	1:13	1.02	13:03	1.15	1	23
21	金	2:00	0.67	13:41	0.79	1	24
22	土	3:28	0.39	14:59	0.46	1	25
23	日	6:06	0.50	17:22	0.48	1	26
24	月	7:25	0.89	18:49	0.87	1	27
25	火	8:13	1.32	19:48	1.34	1	28
26	水	8:54	1.73	20:39	1.80	1	29
27	木	9:34	2.09	21:26	2.18	1	30
28	金	10:11	2.35	22:11	2.45	2	1

2月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	土	5:19	-3.01	17:46	-2.23	節分 立春 春七草 ●
2	日	5:54	-2.81	18:19	-2.25	
3	月	6:27	-2.47	18:53	-2.19	
4	火	7:01	-2.01	19:31	-2.05	
5	水	7:39	-1.46	20:21	-1.83	
6	木	8:31	-0.91	21:35	-1.62	
7	金	10:05	-0.48	23:17	-1.60	
8	土			12:22	-0.48	
9	日	0:49	-1.84	13:49	-0.84	
10	月	1:57	-2.17	14:43	-1.24	
11	火	2:50	-2.47	15:25	-1.58	○ 雨水 ●
12	水	3:33	-2.67	16:01	-1.83	
13	木	4:10	-2.76	16:32	-1.98	
14	金	4:40	-2.73	16:58	-2.08	
15	土	5:06	-2.61	17:21	-2.12	
16	日	5:28	-2.43	17:41	-2.12	
17	月	5:50	-2.19	18:02	-2.08	
18	火	6:11	-1.87	18:24	-1.95	
19	水	6:35	-1.50	18:51	-1.76	
20	木	7:03	-1.07	19:29	-1.51	
21	金	7:43	-0.63	20:33	-1.25	●
22	土	9:16	-0.27	22:25	-1.18	
23	日	12:03	-0.32			
24	月	0:07	-1.44	13:21	-0.70	
25	火	1:17	-1.87	14:11	-1.14	
26	水	2:12	-2.31	14:54	-1.58	
27	木	3:01	-2.69	15:35	-1.98	
28	金	3:45	-2.96	16:14	-2.32	

3月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	土	10:45	2.49	22:52	2.55	2	2
2	日	11:16	2.49	23:31	2.49	2	3
3	月	11:43	2.36			2	4
4	火	0:09	2.26	12:09	2.12	2	5
5	水	0:46	1.89	12:34	1.79	2	6
6	木	1:28	1.43	13:03	1.38	2	7
7	金	2:24	0.94	13:43	0.89	2	8
8	土	4:10	0.59	15:23	0.43	2	9
9	日	6:34	0.78	18:15	0.57	2	10
10	月	7:41	1.20	19:27	1.06	2	11
11	火	8:23	1.57	20:15	1.50	2	12
12	水	8:58	1.84	20:54	1.83	2	13
13	木	9:28	2.01	21:29	2.04	2	14
14	金	9:55	2.11	22:01	2.14	2	15
15	土	10:18	2.15	22:31	2.16	2	16
16	日	10:40	2.15	22:58	2.10	2	17
17	月	11:00	2.10	23:24	1.97	2	18
18	火	11:20	1.98	23:50	1.77	2	19
19	水	11:40	1.79			2	20
20	木	0:16	1.50	12:00	1.54	2	21
21	金	0:44	1.20	12:24	1.22	2	22
22	土	1:23	0.86	12:56	0.87	2	23
23	日	2:33	0.54	14:02	0.50	2	24
24	月	5:09	0.52	16:44	0.43	2	25
25	火	6:45	0.92	18:26	0.89	2	26
26	水	7:35	1.40	19:27	1.45	2	27
27	木	8:18	1.83	20:19	1.97	2	28
28	金	8:58	2.18	21:07	2.37	2	29
29	土	9:36	2.42	21:53	2.62	3	1
30	日	10:11	2.51	22:37	2.68	3	2
31	月	10:44	2.47	23:18	2.57	3	3

3月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	土	4:26	-3.04	16:51	-2.57	啓蟄 ●
2	日	5:04	-2.94	17:26	-2.69	
3	月	5:38	-2.66	17:58	-2.67	
4	火	6:10	-2.23	18:29	-2.51	
5	水	6:41	-1.72	19:03	-2.23	
6	木	7:14	-1.17	19:47	-1.85	
7	金	8:02	-0.62	21:04	-1.44	
8	土	9:58	-0.21	23:11	-1.33	
9	日			12:43	-0.46	
10	月	0:48	-1.61	13:47	-0.97	
11	火	1:48	-1.99	14:28	-1.42	○ 彼岸入(春) 春分・社日 (春) ● 彼岸明(春)
12	水	2:33	-2.29	15:02	-1.78	
13	木	3:10	-2.47	15:33	-2.04	
14	金	3:42	-2.52	16:00	-2.21	
15	土	4:11	-2.49	16:25	-2.31	
16	日	4:37	-2.39	16:48	-2.38	
17	月	5:01	-2.22	17:09	-2.38	
18	火	5:24	-1.99	17:30	-2.30	
19	水	5:47	-1.70	17:51	-2.16	
20	木	6:09	-1.36	18:15	-1.94	
21	金	6:33	-0.99	18:47	-1.67	●
22	土	7:07	-0.61	19:40	-1.34	
23	日	8:21	-0.25	21:28	-1.13	
24	月	11:25	-0.28	23:30	-1.33	
25	火			12:51	-0.73	
26	水	0:48	-1.76	13:41	-1.28	
27	木	1:45	-2.22	14:24	-1.81	
28	金	2:35	-2.56	15:06	-2.28	
29	土	3:21	-2.74	15:46	-2.65	
30	日	4:04	-2.74	16:25	-2.89	
31	月	4:44	-2.57	17:01	-2.95	

4月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	火	11:14	2.30	23:57	2.30	3	4
2	水	11:41	2.03			3	5
3	木	0:36	1.90	12:09	1.68	3	6
4	金	1:18	1.43	12:40	1.25	3	7
5	土	2:17	0.97	13:25	0.76	3	8
6	日	4:02	0.70	15:34	0.37	3	9
7	月	6:01	0.87	18:03	0.63	3	10
8	火	7:02	1.21	19:06	1.11	3	11
9	水	7:42	1.52	19:49	1.52	3	12
10	木	8:14	1.77	20:26	1.83	3	13
11	金	8:43	1.94	21:00	2.03	3	14
12	土	9:10	2.04	21:34	2.14	3	15
13	日	9:36	2.11	22:06	2.17	3	16
14	月	10:01	2.11	22:36	2.13	3	17
15	火	10:26	2.07	23:05	2.01	3	18
16	水	10:50	1.95	23:33	1.83	3	19
17	木	11:13	1.78	0:00	1.61	3	20
18	金	11:37	1.56			3	21
19	土	0:30	1.36	12:04	1.28	3	22
20	日	1:11	1.08	12:44	0.97	3	23
21	月	2:17	0.84	13:57	0.67	3	24
22	火	4:07	0.81	16:10	0.64	3	25
23	水	5:43	1.11	17:50	1.07	3	26
24	木	6:42	1.52	18:56	1.60	3	27
25	金	7:30	1.91	19:52	2.08	3	28
26	土	8:14	2.18	20:43	2.43	3	29
27	日	8:55	2.35	21:33	2.61	3	30
28	月	9:35	2.39	22:20	2.63	4	1
29	火	10:13	2.33	23:05	2.50	4	2
30	水	10:48	2.17	23:48	2.26	4	3

4月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	火	5:20	-2.24	17:35	-2.85	清明 ●
2	水	5:54	-1.83	18:08	-2.60	
3	木	6:27	-1.35	18:44	-2.22	
4	金	7:03	-0.88	19:30	-1.75	
5	土	7:58	-0.44	20:51	-1.31	
6	日	10:09	-0.22	22:54	-1.18	
7	月			12:21	-0.57	
8	火	0:22	-1.41	13:16	-1.07	○
9	水	1:17	-1.72	13:53	-1.52	
10	木	1:59	-1.95	14:25	-1.86	
11	金	2:34	-2.08	14:54	-2.12	
12	土	3:07	-2.13	15:22	-2.30	
13	日	3:38	-2.10	15:49	-2.42	
14	月	4:08	-2.02	16:15	-2.47	
15	火	4:36	-1.88	16:40	-2.46	
16	水	5:03	-1.68	17:03	-2.37	
17	木	5:29	-1.44	17:27	-2.22	
18	金	5:54	-1.18	17:54	-2.02	
19	土	6:22	-0.89	18:28	-1.75	
20	日	7:01	-0.61	19:23	-1.45	穀雨 ●
21	月	8:19	-0.36	20:57	-1.24	
22	火	10:32	-0.45	22:46	-1.35	●
23	水			12:01	-0.90	
24	木	0:07	-1.67	12:58	-1.48	
25	金	1:09	-1.98	13:46	-2.03	
26	土	2:02	-2.21	14:31	-2.48	
27	日	2:52	-2.27	15:14	-2.80	
28	月	3:39	-2.20	15:57	-2.97	
29	火	4:23	-2.02	16:37	-2.97	
30	水	5:04	-1.74	17:17	-2.81	

5月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	木	11:22	1.93			4	4
2	金	0:30	1.92	11:56	1.61	4	5
3	土	1:15	1.54	12:35	1.23	4	6
4	日	2:09	1.19	13:30	0.84	4	7
5	月	3:24	0.96	15:17	0.57	4	8
6	火	4:51	0.98	17:14	0.72	4	9
7	水	5:57	1.17	18:23	1.07	4	10
8	木	6:42	1.42	19:10	1.43	4	11
9	金	7:18	1.64	19:50	1.73	4	12
10	土	7:51	1.81	20:28	1.93	4	13
11	日	8:23	1.94	21:05	2.05	4	14
12	月	8:55	2.01	21:42	2.11	4	15
13	火	9:26	2.02	22:17	2.09	4	16
14	水	9:58	2.00	22:51	2.01	4	17
15	木	10:28	1.92	23:22	1.90	4	18
16	金	10:57	1.80	23:54	1.75	4	19
17	土	11:27	1.63			4	20
18	日	0:27	1.58	12:02	1.44	4	21
19	月	1:09	1.41	12:50	1.21	4	22
20	火	2:06	1.27	14:01	1.01	4	23
21	水	3:21	1.24	15:39	1.01	4	24
22	木	4:39	1.39	17:10	1.28	4	25
23	金	5:45	1.64	18:22	1.68	4	26
24	土	6:40	1.90	19:23	2.05	4	27
25	日	7:30	2.08	20:21	2.31	4	28
26	月	8:18	2.18	21:15	2.45	4	29
27	火	9:05	2.21	22:08	2.47	5	1
28	水	9:50	2.17	22:57	2.40	5	2
29	木	10:33	2.08	23:43	2.25	5	3
30	金	11:14	1.92	0:24	2.02	5	4
31	土	11:53	1.69			5	5

5月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	木	5:42	-1.43	17:55	-2.52	八十八夜
2	金	6:20	-1.10	18:35	-2.13	
3	土	7:03	-0.78	19:23	-1.69	
4	日	8:01	-0.51	20:33	-1.30	
5	月	9:36	-0.43	22:06	-1.10	
6	火	11:17	-0.66	23:27	-1.16	
7	水			12:20	-1.05	
8	木	0:26	-1.32	13:03	-1.45	
9	金	1:12	-1.48	13:37	-1.79	
10	土	1:52	-1.59	14:10	-2.07	
11	日	2:29	-1.64	14:41	-2.26	○
12	月	3:06	-1.64	15:13	-2.38	
13	火	3:41	-1.59	15:45	-2.43	
14	水	4:15	-1.51	16:15	-2.41	
15	木	4:48	-1.39	16:45	-2.33	
16	金	5:18	-1.24	17:15	-2.22	
17	土	5:49	-1.07	17:48	-2.06	
18	日	6:23	-0.89	18:27	-1.85	
19	月	7:07	-0.73	19:21	-1.61	
20	火	8:15	-0.65	20:35	-1.42	
21	水	9:46	-0.77	22:02	-1.37	
22	木	11:07	-1.15	23:21	-1.46	
23	金			12:11	-1.64	
24	土	0:29	-1.59	13:05	-2.12	
25	日	1:29	-1.67	13:56	-2.49	
26	月	2:25	-1.67	14:45	-2.73	
27	火	3:18	-1.60	15:34	-2.83	
28	水	4:08	-1.50	16:21	-2.80	
29	木	4:54	-1.37	17:06	-2.66	
30	金	5:36	-1.23	17:48	-2.41	
31	土	6:16	-1.07	18:28	-2.09	

6月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	日	1:04	1.77	12:35	1.43	5	6
2	月	1:44	1.52	13:24	1.13	5	7
3	火	2:31	1.31	14:31	0.90	5	8
4	水	3:27	1.20	15:59	0.83	5	9
5	木	4:31	1.20	17:22	0.98	5	10
6	金	5:29	1.31	18:25	1.26	5	11
7	土	6:18	1.47	19:14	1.54	5	12
8	日	7:01	1.64	19:59	1.76	5	13
9	月	7:42	1.78	20:41	1.92	5	14
10	火	8:21	1.87	21:23	2.00	5	15
11	水	9:00	1.95	22:03	2.05	5	16
12	木	9:38	1.98	22:41	2.05	5	17
13	金	10:15	1.98	23:17	2.03	5	18
14	土	10:51	1.94	23:50	1.99	5	19
15	日	11:27	1.86			5	20
16	月	0:25	1.92	12:07	1.74	5	21
17	火	1:02	1.82	12:54	1.58	5	22
18	水	1:45	1.73	13:53	1.42	5	23
19	木	2:38	1.63	15:08	1.33	5	24
20	金	3:41	1.60	16:32	1.41	5	25
21	土	4:48	1.64	17:51	1.62	5	26
22	日	5:54	1.74	19:03	1.87	5	27
23	月	6:55	1.86	20:08	2.10	5	28
24	火	7:53	1.97	21:08	2.26	5	29
25	水	8:49	2.05	22:03	2.36	6	1
26	木	9:40	2.11	22:52	2.39	6	2
27	金	10:27	2.13	23:33	2.34	6	3
28	土	11:09	2.08			6	4
29	日	0:08	2.22	11:47	1.95	6	5
30	月	0:38	2.05	12:22	1.75	6	6

6月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	日	6:56	-0.91	19:10	-1.73	● 芒種
2	月	7:42	-0.77	19:58	-1.37	
3	火	8:41	-0.69	20:59	-1.07	
4	水	9:55	-0.75	22:11	-0.90	
5	木	11:07	-0.98	23:21	-0.89	
6	金			12:02	-1.30	
7	土	0:20	-0.97	12:47	-1.61	○入梅
8	日	1:11	-1.06	13:27	-1.88	
9	月	1:56	-1.15	14:05	-2.08	
10	火	2:39	-1.20	14:44	-2.22	
11	水	3:20	-1.23	15:22	-2.29	
12	木	4:00	-1.24	16:00	-2.32	
13	金	4:37	-1.22	16:36	-2.31	
14	土	5:12	-1.19	17:12	-2.26	
15	日	5:47	-1.14	17:48	-2.16	
16	月	6:23	-1.08	18:27	-1.99	
17	火	7:05	-1.03	19:13	-1.77	
18	水	7:58	-1.02	20:10	-1.51	● 夏至
19	木	9:04	-1.11	21:19	-1.26	
20	金	10:18	-1.34	22:36	-1.10	
21	土	11:27	-1.67	23:53	-1.05	
22	日			12:31	-2.01	
23	月	1:04	-1.05	13:30	-2.29	
24	火	2:09	-1.09	14:27	-2.48	
25	水	3:08	-1.16	15:22	-2.59	
26	木	4:01	-1.21	16:13	-2.61	
27	金	4:47	-1.26	16:59	-2.54	
28	土	5:28	-1.26	17:38	-2.36	
29	日	6:03	-1.23	18:12	-2.10	
30	月	6:35	-1.17	18:43	-1.79	

7月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	火	1:06	1.86	12:59	1.50	6	7
2	水	1:35	1.67	13:44	1.24	6	8
3	木	2:11	1.47	14:45	1.01	6	9
4	金	3:00	1.29	16:08	0.92	6	10
5	土	4:07	1.20	17:37	1.05	6	11
6	日	5:18	1.23	18:45	1.30	6	12
7	月	6:20	1.38	19:39	1.56	6	13
8	火	7:12	1.56	20:26	1.78	6	14
9	水	7:59	1.75	21:10	1.96	6	15
10	木	8:43	1.93	21:52	2.10	6	16
11	金	9:27	2.08	22:31	2.22	6	17
12	土	10:08	2.18	23:07	2.30	6	18
13	日	10:48	2.23	23:40	2.33	6	19
14	月	11:27	2.21			6	20
15	火	0:11	2.31	12:06	2.12	6	21
16	水	0:42	2.21	12:48	1.95	6	22
17	木	1:16	2.07	13:37	1.74	6	23
18	金	1:55	1.87	14:39	1.50	6	24
19	土	2:46	1.65	15:59	1.37	6	25
20	日	3:56	1.47	17:33	1.42	6	26
21	月	5:21	1.44	19:00	1.65	6	27
22	火	6:42	1.58	20:10	1.95	6	28
23	水	7:50	1.81	21:08	2.21	6	29
24	木	8:48	2.04	21:56	2.39	6	30
25	金	9:38	2.22	22:37	2.49	6	1
26	土	10:21	2.32	23:11	2.49	6	2
27	日	10:58	2.32	23:39	2.42	6	3
28	月	11:30	2.21			6	4
29	火	0:02	2.29	12:00	2.03	6	5
30	水	0:22	2.14	12:29	1.80	6	6
31	木	0:43	1.95	13:02	1.51	6	7

7月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	火	7:07	-1.07	19:15	-1.44	半夏生
2	水	7:45	-0.99	19:54	-1.07	
3	木	8:35	-0.91	20:49	-0.73	●
4	金	9:43	-0.92	22:05	-0.50	
5	土	10:56	-1.07	23:28	-0.45	
6	日	11:59	-1.31			
7	月	0:38	-0.55	12:51	-1.57	小暑
8	火	1:34	-0.70	13:38	-1.80	
9	水	2:22	-0.86	14:23	-2.01	
10	木	3:06	-1.01	15:07	-2.17	
11	金	3:48	-1.15	15:50	-2.31	○
12	土	4:27	-1.25	16:30	-2.39	
13	日	5:04	-1.35	17:07	-2.40	
14	月	5:39	-1.40	17:43	-2.30	
15	火	6:14	-1.42	18:19	-2.10	
16	水	6:50	-1.42	18:57	-1.79	
17	木	7:32	-1.40	19:42	-1.40	
18	金	8:25	-1.37	20:38	-0.98	●
19	土	9:34	-1.38	21:54	-0.62	夏土用入
20	日	10:54	-1.50	23:30	-0.47	
21	月			12:12	-1.72	
22	火	1:00	-0.55	13:22	-1.98	大暑
23	水	2:10	-0.79	14:24	-2.23	
24	木	3:07	-1.03	15:19	-2.41	
25	金	3:54	-1.25	16:06	-2.49	●
26	土	4:35	-1.40	16:46	-2.46	
27	日	5:09	-1.48	17:18	-2.31	
28	月	5:38	-1.49	17:46	-2.08	
29	火	6:03	-1.45	18:09	-1.78	
30	水	6:27	-1.39	18:33	-1.44	
31	木	6:53	-1.28	19:01	-1.05	

8月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	金	1:08	1.70	13:45	1.20	6	8
2	土	1:43	1.41	14:51	0.92	6	9
3	日	2:36	1.10	16:44	0.84	6	10
4	月	4:10	0.93	18:29	1.07	6	11
5	火	5:48	1.05	19:30	1.40	6	12
6	水	6:54	1.34	20:15	1.72	6	13
7	木	7:45	1.68	20:56	2.00	6	14
8	金	8:32	2.00	21:35	2.26	6	15
9	土	9:16	2.28	22:11	2.46	6	16
10	日	9:59	2.48	22:46	2.61	6	17
11	月	10:40	2.58	23:17	2.65	6	18
12	火	11:19	2.57	23:47	2.60	6	19
13	水	11:57	2.45	0:14	2.45	6	20
14	木			12:36	2.20	6	21
15	金	0:42	2.22	13:19	1.87	6	22
16	土	1:13	1.91	14:14	1.49	6	23
17	日	1:56	1.54	15:37	1.19	6	24
18	月	3:09	1.16	17:40	1.21	6	25
19	火	5:17	1.09	19:14	1.56	6	26
20	水	6:54	1.41	20:12	1.96	6	27
21	木	7:56	1.83	20:58	2.28	6	28
22	金	8:46	2.18	21:36	2.48	6	29
23	土	9:28	2.40	22:09	2.56	7	1
24	日	10:05	2.51	22:37	2.56	7	2
25	月	10:38	2.49	23:01	2.51	7	3
26	火	11:07	2.38	23:20	2.42	7	4
27	水	11:33	2.21	23:38	2.28	7	5
28	木	11:59	1.98	23:57	2.09	7	6
29	金	12:27	1.68			7	7
30	土	0:18	1.81	13:00	1.34	7	8
31	日	0:42	1.46	13:47	0.97	7	9

8月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	金	7:27	-1.13	19:38	-0.63	●
2	土	8:18	-0.95	20:40	-0.22	
3	日	9:40	-0.84	22:35	0.00	
4	月	11:14	-0.95			
5	火	0:20	-0.14	12:25	-1.22	
6	水	1:23	-0.43	13:21	-1.55	
7	木	2:11	-0.72	14:09	-1.88	立秋
8	金	2:53	-1.01	14:54	-2.16	
9	土	3:33	-1.27	15:37	-2.39	○
10	日	4:11	-1.51	16:18	-2.51	
11	月	4:47	-1.70	16:55	-2.50	
12	火	5:22	-1.81	17:30	-2.34	
13	水	5:55	-1.86	18:03	-2.05	
14	木	6:28	-1.83	18:36	-1.63	
15	金	7:03	-1.71	19:13	-1.14	
16	土	7:48	-1.51	20:01	-0.61	●
17	日	8:56	-1.28	21:23	-0.15	
18	月	10:36	-1.21	23:40	-0.07	
19	火			12:13	-1.42	
20	水	1:16	-0.42	13:26	-1.77	
21	木	2:14	-0.86	14:22	-2.10	
22	金	2:59	-1.23	15:09	-2.32	
23	土	3:38	-1.51	15:48	-2.41	●処暑
24	日	4:11	-1.68	16:22	-2.36	
25	月	4:40	-1.77	16:50	-2.20	
26	火	5:05	-1.79	17:14	-1.97	
27	水	5:27	-1.77	17:36	-1.70	
28	木	5:47	-1.71	17:57	-1.37	
29	金	6:08	-1.57	18:20	-0.99	
30	土	6:34	-1.36	18:47	-0.56	
31	日	7:09	-1.07	19:25	-0.12	●二百十日

9月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	月	1:17	1.07	15:27	0.70	7	10
2	火	2:37	0.72	18:17	0.89	7	11
3	水	5:21	0.76	19:15	1.29	7	12
4	木	6:40	1.20	19:54	1.70	7	13
5	金	7:31	1.67	20:30	2.08	7	14
6	土	8:17	2.12	21:06	2.40	7	15
7	日	9:01	2.49	21:41	2.65	7	16
8	月	9:44	2.73	22:15	2.79	7	17
9	火	10:26	2.84	22:47	2.80	7	18
10	水	11:05	2.80	23:16	2.69	7	19
11	木	11:44	2.61	23:43	2.48	7	20
12	金			12:22	2.28	7	21
13	土	0:09	2.17	13:03	1.85	7	22
14	日	0:37	1.78	13:58	1.38	7	23
15	月	1:16	1.31	15:34	1.03	7	24
16	火	2:43	0.84	17:56	1.14	7	25
17	水	5:41	0.91	19:10	1.57	7	26
18	木	7:00	1.41	19:54	1.97	7	27
19	金	7:50	1.90	20:31	2.26	7	28
20	土	8:31	2.26	21:02	2.44	7	29
21	日	9:08	2.46	21:31	2.51	7	30
22	月	9:41	2.53	21:56	2.52	8	1
23	火	10:13	2.51	22:19	2.48	8	2
24	水	10:41	2.42	22:40	2.39	8	3
25	木	11:09	2.26	23:00	2.26	8	4
26	金	11:35	2.03	23:20	2.05	8	5
27	土	12:01	1.75	23:40	1.78	8	6
28	日			12:29	1.42	8	7
29	月	0:02	1.45	13:08	1.07	8	8
30	火	0:31	1.07	14:21	0.75	8	9

9月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	月	8:13	-0.77	21:18	0.23	
2	火	10:21	-0.68			
3	水	0:11	0.06	12:01	-0.99	
4	木	1:12	-0.35	13:01	-1.42	
5	金	1:52	-0.79	13:50	-1.85	
6	土	2:31	-1.21	14:34	-2.21	
7	日	3:09	-1.60	15:17	-2.45	白露
8	月	3:47	-1.92	15:58	-2.55	○
9	火	4:23	-2.16	16:36	-2.46	
10	水	4:58	-2.29	17:12	-2.22	二百二十日
11	木	5:31	-2.30	17:45	-1.84	
12	金	6:03	-2.17	18:17	-1.36	
13	土	6:37	-1.92	18:51	-0.83	
14	日	7:19	-1.56	19:37	-0.30	●
15	月	8:31	-1.16	21:21	0.10	
16	火	10:36	-1.01			
17	水	0:07	-0.09	12:17	-1.28	
18	木	1:18	-0.63	13:20	-1.69	
19	金	2:01	-1.14	14:07	-2.01	
20	土	2:37	-1.54	14:46	-2.19	彼岸入(秋)
21	日	3:09	-1.81	15:20	-2.22	
22	月	3:39	-1.98	15:51	-2.15	●
23	火	4:05	-2.07	16:18	-2.01	秋分・秋の彼岸
24	水	4:29	-2.10	16:43	-1.80	
25	木	4:51	-2.08	17:07	-1.55	
26	金	5:11	-1.99	17:30	-1.26	彼岸明(秋)
27	土	5:32	-1.84	17:52	-0.92	
28	日	5:56	-1.59	18:16	-0.56	
29	月	6:25	-1.28	18:47	-0.18	
30	火	7:15	-0.93	20:06	0.17	●

10月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	水	1:32	0.68	17:18	0.79	8	10
2	木	4:38	0.61	18:32	1.21	8	11
3	金	6:12	1.10	19:13	1.66	8	12
4	土	7:06	1.66	19:50	2.09	8	13
5	日	7:53	2.17	20:27	2.43	8	14
6	月	8:39	2.57	21:04	2.66	8	15
7	火	9:24	2.82	21:40	2.75	8	16
8	水	10:08	2.90	22:14	2.72	8	17
9	木	10:50	2.82	22:46	2.57	8	18
10	金	11:31	2.57	23:16	2.33	8	19
11	土	12:12	2.21	23:45	1.99	8	20
12	日			12:56	1.76	8	21
13	月	0:17	1.57	13:53	1.31	8	22
14	火	1:03	1.08	15:29	1.02	8	23
15	水	2:53	0.67	17:27	1.12	8	24
16	木	5:32	0.85	18:34	1.46	8	25
17	金	6:42	1.33	19:15	1.79	8	26
18	土	7:27	1.78	19:49	2.04	8	27
19	日	8:06	2.10	20:19	2.21	8	28
20	月	8:41	2.29	20:47	2.30	8	29
21	火	9:15	2.37	21:14	2.33	9	1
22	水	9:48	2.37	21:40	2.31	9	2
23	木	10:19	2.31	22:05	2.23	9	3
24	金	10:49	2.17	22:30	2.11	9	4
25	土	11:18	1.98	22:55	1.92	9	5
26	日	11:45	1.75	23:19	1.68	9	6
27	月	12:15	1.48	23:45	1.40	9	7
28	火			12:53	1.20	9	8
29	水	0:20	1.08	13:53	0.95	9	9
30	木	1:25	0.75	15:39	0.89	9	10
31	金	3:39	0.66	17:16	1.16	9	11

10月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	水	9:11	-0.70	23:32	0.04	○ 寒露
2	木	11:19	-0.92			
3	金	0:38	-0.46	12:28	-1.38	
4	土	1:19	-1.00	13:20	-1.84	
5	日	1:58	-1.54	14:06	-2.17	
6	月	2:37	-2.01	14:50	-2.37	
7	火	3:16	-2.38	15:33	-2.39	
8	水	3:55	-2.62	16:14	-2.24	
9	木	4:32	-2.72	16:52	-1.95	
10	金	5:07	-2.65	17:28	-1.57	
11	土	5:42	-2.43	18:04	-1.13	
12	日	6:19	-2.08	18:42	-0.68	
13	月	7:05	-1.62	19:36	-0.26	
14	火	8:21	-1.18	21:33	-0.02	
15	水	10:21	-1.01	23:48	-0.34	● 秋土用入 霜降 ●
16	木	11:53	-1.22			
17	金	0:49	-0.88	12:52	-1.52	
18	土	1:29	-1.37	13:35	-1.76	
19	日	2:02	-1.76	14:13	-1.90	
20	月	2:33	-2.04	14:46	-1.92	
21	火	3:02	-2.22	15:18	-1.87	
22	水	3:29	-2.32	15:49	-1.76	
23	木	3:55	-2.36	16:18	-1.61	
24	金	4:21	-2.32	16:46	-1.42	
25	土	4:45	-2.22	17:13	-1.20	
26	日	5:10	-2.06	17:38	-0.95	
27	月	5:36	-1.84	18:06	-0.68	
28	火	6:08	-1.57	18:42	-0.40	
29	水	6:56	-1.26	19:53	-0.17	
30	木	8:23	-1.02	22:09	-0.24	
31	金	10:17	-1.06	23:40	-0.69	

11月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	土	5:26	1.04	18:15	1.57	9	12
2	日	6:31	1.58	19:01	1.96	9	13
3	月	7:25	2.08	19:43	2.27	9	14
4	火	8:15	2.45	20:24	2.45	9	15
5	水	9:04	2.66	21:05	2.51	9	16
6	木	9:52	2.72	21:44	2.47	9	17
7	金	10:39	2.64	22:22	2.33	9	18
8	土	11:24	2.42	22:59	2.11	9	19
9	日	12:09	2.11	23:36	1.80	9	20
10	月			12:54	1.75	9	21
11	火	0:17	1.44	13:47	1.40	9	22
12	水	1:10	1.04	14:54	1.14	9	23
13	木	2:40	0.72	16:16	1.08	9	24
14	金	4:40	0.75	17:27	1.23	9	25
15	土	6:00	1.06	18:18	1.45	9	26
16	日	6:52	1.42	18:57	1.66	9	27
17	月	7:35	1.72	19:32	1.83	9	28
18	火	8:14	1.94	20:04	1.95	9	29
19	水	8:51	2.05	20:37	2.01	9	30
20	木	9:28	2.11	21:09	2.02	10	1
21	金	10:03	2.09	21:41	1.99	10	2
22	土	10:37	2.01	22:12	1.92	10	3
23	日	11:09	1.90	22:42	1.80	10	4
24	月	11:40	1.75	23:12	1.64	10	5
25	火			12:11	1.59	10	6
26	水	23:45	1.44	12:48	1.42	10	7
27	木	0:26	1.21	13:35	1.27	10	8
28	金	1:26	0.96	14:40	1.19	10	9
29	土	2:54	0.86	15:56	1.24	10	10
30	日	4:31	1.02	17:07	1.44	10	11

11月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	土	11:39	-1.38			○ 立冬
2	日	0:33	-1.28	12:40	-1.72	
3	月	1:18	-1.86	13:32	-1.97	
4	火	2:01	-2.34	14:21	-2.08	
5	水	2:44	-2.70	15:09	-2.05	
6	木	3:27	-2.92	15:55	-1.90	
7	金	4:09	-2.96	16:38	-1.68	
8	土	4:51	-2.85	17:19	-1.40	
9	日	5:32	-2.60	18:00	-1.10	
10	月	6:14	-2.24	18:43	-0.81	
11	火	7:02	-1.81	19:38	-0.55	● 小雪
12	水	8:06	-1.39	21:02	-0.44	
13	木	9:32	-1.13	22:44	-0.62	
14	金	10:57	-1.09	23:55	-1.02	
15	土			12:03	-1.22	
16	日	0:42	-1.44	12:53	-1.38	
17	月	1:20	-1.81	13:35	-1.49	
18	火	1:53	-2.10	14:13	-1.55	
19	水	2:25	-2.30	14:50	-1.56	
20	木	2:57	-2.42	15:26	-1.53	
21	金	3:29	-2.47	16:00	-1.46	● 小雪
22	土	4:00	-2.46	16:33	-1.37	
23	日	4:31	-2.39	17:04	-1.25	
24	月	5:00	-2.28	17:34	-1.10	
25	火	5:31	-2.12	18:06	-0.96	
26	水	6:06	-1.93	18:45	-0.81	
27	木	6:52	-1.70	19:41	-0.71	
28	金	7:55	-1.46	21:04	-0.75	
29	土	9:17	-1.33	22:31	-1.06	
30	日	10:41	-1.36	23:39	-1.54	

12月 住ノ江港

日	曜	高 潮				旧 暦	
		午 前		午 後		月	日
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高		
		時 分	m	時 分	m		
1	月	5:50	1.39	18:06	1.69	10	12
2	火	6:55	1.79	18:59	1.92	10	13
3	水	7:53	2.10	19:49	2.07	10	14
4	木	8:49	2.30	20:38	2.14	10	15
5	金	9:43	2.39	21:26	2.14	10	16
6	土	10:35	2.38	22:12	2.09	10	17
7	日	11:23	2.29	22:56	1.97	10	18
8	月	12:06	2.11	23:38	1.78	10	19
9	火			12:46	1.86	10	20
10	水	0:20	1.51	13:24	1.61	10	21
11	木	1:05	1.21	14:05	1.36	10	22
12	金	2:03	0.90	14:53	1.15	10	23
13	土	3:21	0.71	15:53	1.06	10	24
14	日	4:52	0.73	16:58	1.08	10	25
15	月	6:07	0.95	17:56	1.20	10	26
16	火	7:04	1.24	18:45	1.34	10	27
17	水	7:51	1.48	19:29	1.49	10	28
18	木	8:35	1.67	20:09	1.62	10	29
19	金	9:16	1.79	20:49	1.72	10	30
20	土	9:55	1.86	21:27	1.78	11	1
21	日	10:31	1.90	22:04	1.81	11	2
22	月	11:05	1.90	22:39	1.80	11	3
23	火	11:36	1.86	23:13	1.74	11	4
24	水	12:07	1.81	23:49	1.63	11	5
25	木			12:38	1.74	11	6
26	金	0:28	1.47	13:14	1.63	11	7
27	土	1:17	1.28	13:57	1.50	11	8
28	日	2:21	1.10	14:51	1.38	11	9
29	月	3:40	1.04	15:58	1.31	11	10
30	火	5:08	1.14	17:11	1.33	11	11
31	水	6:31	1.37	18:22	1.42	11	12

12月 住ノ江港

日	曜	低 潮				記 事
		午 前		午 後		
		時 刻	潮 高	時 刻	潮 高	
		時 分	m	時 分	m	
1	月	11:54	-1.48			○ 大雪
2	火	0:35	-2.05	12:58	-1.58	
3	水	1:27	-2.48	13:56	-1.64	
4	木	2:17	-2.80	14:51	-1.63	
5	金	3:08	-2.97	15:43	-1.60	
6	土	3:57	-3.02	16:32	-1.54	
7	日	4:45	-2.95	17:17	-1.44	
8	月	5:30	-2.76	17:59	-1.34	
9	火	6:12	-2.47	18:40	-1.20	
10	水	6:52	-2.10	19:22	-1.07	
11	木	7:35	-1.71	20:13	-0.97	● 冬至
12	金	8:27	-1.33	21:19	-0.96	
13	土	9:34	-1.04	22:35	-1.09	
14	日	10:50	-0.91	23:41	-1.37	
15	月			12:00	-0.93	
16	火	0:32	-1.69	12:57	-1.04	
17	水	1:15	-1.97	13:46	-1.16	
18	木	1:55	-2.20	14:30	-1.26	
19	金	2:34	-2.36	15:12	-1.35	
20	土	3:13	-2.46	15:50	-1.40	
21	日	3:50	-2.52	16:26	-1.43	● 冬至
22	月	4:25	-2.56	17:00	-1.44	
23	火	4:59	-2.54	17:32	-1.42	
24	水	5:32	-2.46	18:04	-1.39	
25	木	6:06	-2.32	18:40	-1.36	
26	金	6:44	-2.11	19:23	-1.33	
27	土	7:30	-1.84	20:18	-1.35	
28	日	8:29	-1.53	21:28	-1.46	
29	月	9:43	-1.25	22:44	-1.70	
30	火	11:07	-1.10	23:56	-2.04	
31	水			12:31	-1.06	